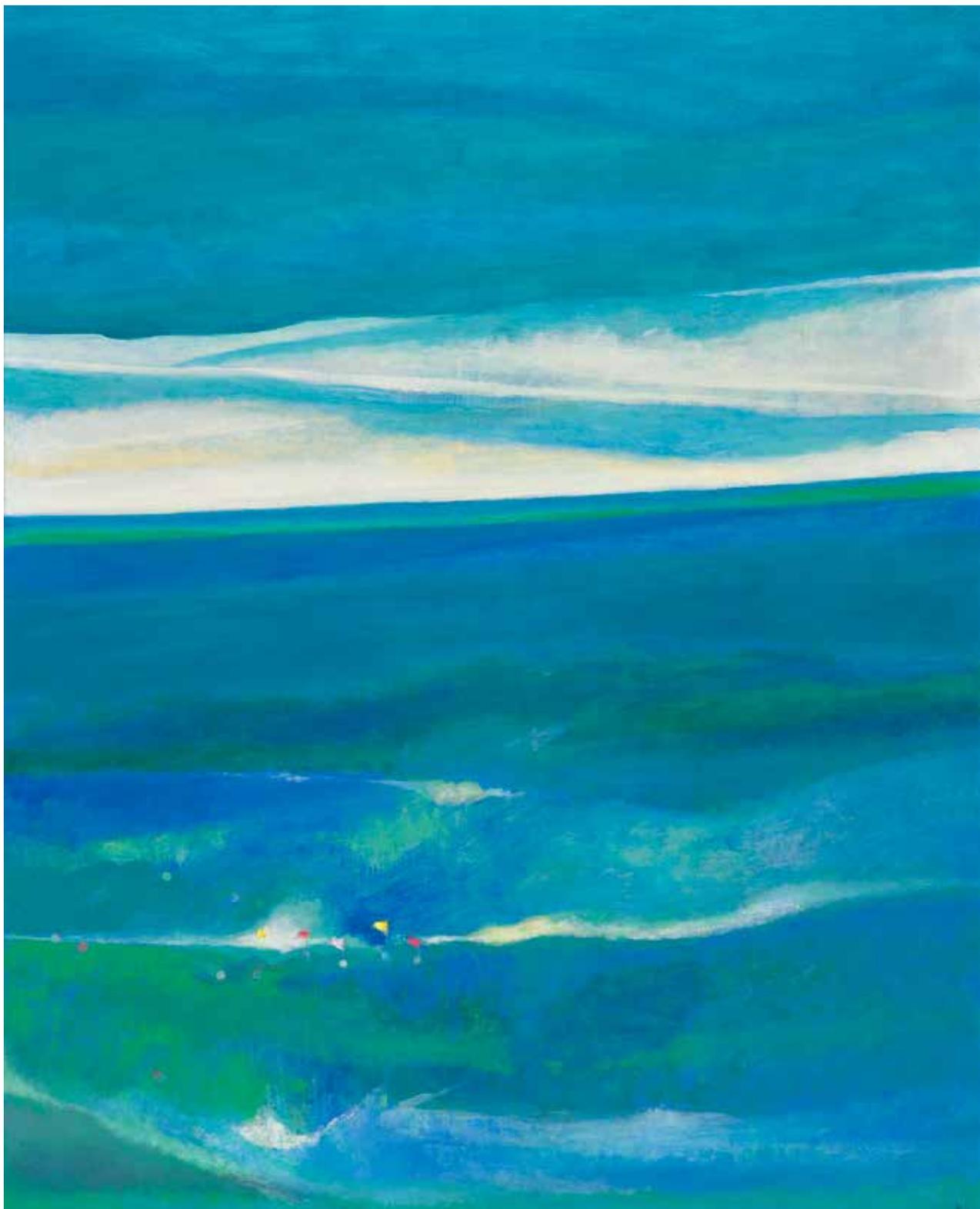


あ す ひら
未来を拓く

ANNUAL REPORT 2019



岩尾秀樹「潮風」2000年

経営理念

この地域に根ざし、未来を拓く

信用金庫は、地域の人々が相互扶助の精神で設立した地域社会や地域の人々のための金融機関です。地域の発展に貢献し、豊かな生活づくりに奉仕することが私たちの使命です。

みらい宣言

信用金庫だから、地域の人々の希望と信頼にお応えします。

信用金庫だから、チャレンジする起業家を応援します。

信用金庫だから、世界に学び、地域の明日を担います。

信用金庫だから、誇り高くいきいきした職場をつくります。

信用金庫だから、地域と共に生き続けます。

行動の指針

志は高く、行動は遅しく

感謝 私たちは、感謝とまごころをもって、謙虚にたくましく行動します。

奉仕 私たちは、明るく豊かな生活創造のパートナーになります。

挑戦 私たちは、仕事に誇りと目標を持ち、進んで経営に参画します。

人間 私たちは、よく遊びよく学び、心豊かな人間をめざします。



表紙絵：岩尾秀樹「潮風」(162.1cm×130.3cm)

制作年：2000年

作家のご紹介

岩尾秀樹氏は、大正13(1924)年、大分県別府市に生まれました。大分県立別府中学校(現:大分県立別府鶴見丘高等学校)卒業後、東京美術学校(現:東京藝術大学)工芸科に入学し、在学中は学徒動員で仙台予備士官学校に入隊しました。戦後は宇治山哲平氏との交友により漆工芸から油彩画に転じて国画会展に作品を出品し、昭和33(1958)年に国画会会員となりました。以後も国展を中心に活躍する傍ら、別府大学などで後進の育成に努め、平成6(1994)年に同大学名誉教授となりました。平成25(2013)年、別府市にてご逝去されました(享年88歳)。

〈主な受賞歴〉

昭和24(1949)年：第23回国展に初出品し、国画奨学賞を受賞

25(1950)年：第24回国展で国画奨学賞を受賞

26(1951)年：第25回国展で国画会25周年記念賞を受賞し、国画会会友となる

30(1955)年：第29回国展で会友優作賞を受賞

33(1958)年：第32回国展で会友優作賞を受賞し、国画会会員となる

INDEX

- ごあいさつ 1
- みらいしんきんと地域社会 2
- みらいしんきんのビジョンについて 3
- 経営基盤の充実について 4~5
- リスク管理債権・金融再生法開示債権の状況について 6
- 金融仲介機能の発揮について 7
- 地域密着型金融の推進について 8~11
- 地域づくり活動について 12
- リスク管理態勢について 13
- 内部管理態勢の充実について 14~17
- 商品・サービス等のご案内 18~19
- 店舗・ATMネットワーク 20~22
- 信金中央金庫について 21
- トピックス 23
- 総代会について 24~25
- 役員・組織図 26
- 資料編 27~56
- みらいしんきんの歴史 57



平素より大分みらい信用金庫に格別のご愛顧を賜り、厚くお礼を申し上げます。

当金庫は「この^{まち}地域に根ざし、^{あす}未来を拓く」を経営理念として大正11年4月に創業し、今年で創立97周年を迎えました。これもひとえに会員ならびに地域のみなさまの温かいご支援、ご愛顧の賜物と深く感謝申し上げます。

平成30年度の経済環境を振り返りますと、米中貿易摩擦や中国・欧州における景気減速などの懸念材料もありましたが、国内経済は、好調な企業業績に支えられて緩やかな回復基調で推移しました。

一方で、地域経済の担い手である中小零細企業においては、一部に業況改善の兆しがみられたものの、人口減少や少子高齢化、後継者不在、慢性的な人手不足などの社会的課題を抱えている中、引き続き厳しい経営環境に置かれています。

このような環境の中、当金庫は平成29年度より中期事業計画「第3次『絆の強化』3ヵ年計画」に取り組んでいます。今年度は、本計画の最終年度として、「地域の皆さまから笑顔をいただける信用金庫」を目指し、引き続き、お客さまの課題解決のご支援に全力で取り組んでまいります。

平成30年度の業績につきましては、当期純利益は4億7千7百万円となりました。また、健全性の指標である自己資本比率は13.93%となり、引き続きみなさまに安心してお取引いただける水準を確保いたしました。

「令和」の時代のスタートにあたり、あらためて健全経営を念頭に置き、会員のみなさま、地域のみなさまに貢献できるよう努めてまいりますので、引き続き、ご支援お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

令和元年7月

理事長 森田展弘

みらいしんきんと地域社会

地域貢献ディスクロージャー

信用金庫は相互扶助、非営利の協同組織金融機関で、「中小企業の健全な発展」「豊かな国民生活の実現」「地域社会繁栄への奉仕」をビジョンとしています。

当金庫は、信用金庫の原点に戻り、地域・お客さま・金庫役職員同士の絆を深め、広げていくことにより、共に成長への基盤を築き、地域の経済、暮らし、文化の発展に貢献してまいります。

お客さま・会員のみなさま

みなさまの預金・積金について

預金・積金残高のほとんどは、地域にお住まいの個人の方々や、法人のお取引先からお預かりした資金です。

預金・積金残高 388,293百万円
詳細:4ページ、18ページ、35ページ

出資金について

信用金庫は「会員制度」を基本とした地域金融機関です。会員のみなさまからの出資金は、この地域の発展のお役に立つように運用しています。

会員数 42,161人
出資金残高 1,464百万円
詳細:5ページ

みなさまへのご融資について

お客さま・会員のみなさまのさまざまな資金ニーズにお応えし、円滑な資金供給を行うことで、地域社会の繁栄に貢献しています。

貸出金残高 196,111百万円
詳細:4ページ、18ページ、35ページ

まち地域づくり活動

金融業務を通じた経済的貢献だけでなく、地域に根ざした地域金融機関として「文化的・社会的責任」を果たすことが、信用金庫の大切な使命です。

詳細:12ページ

さまざまなネットワーク

みらいしんきん同友会等のさまざまなネットワークづくりに取り組んでいます。

詳細:9~11ページ

みらいしんきん

決算の状況

平成30年度は、当期純利益477百万円となり、昨年度に引き続き安定した業績を確保することができました。

詳細:4ページ、30~33ページ

不良債権の状況

金融再生法上の不良債権比率は5.22%となり、そのうち80.40%は担保・保証等および貸倒引当金により保全されています。

詳細:6ページ

自己資本の状況

健全性の指標である自己資本比率は、13.93%となりました。自己資本比率は国内基準4%の3倍以上の水準にあり、引き続き高い健全性を確保しています。

詳細:5ページ、45ページ

ご融資以外の運用 (有価証券等)

お客さまからお預かりしたご預金や出資金は、ご融資による運用の他に、国債や社債、投資信託などの有価証券への投資等による運用を行っています。

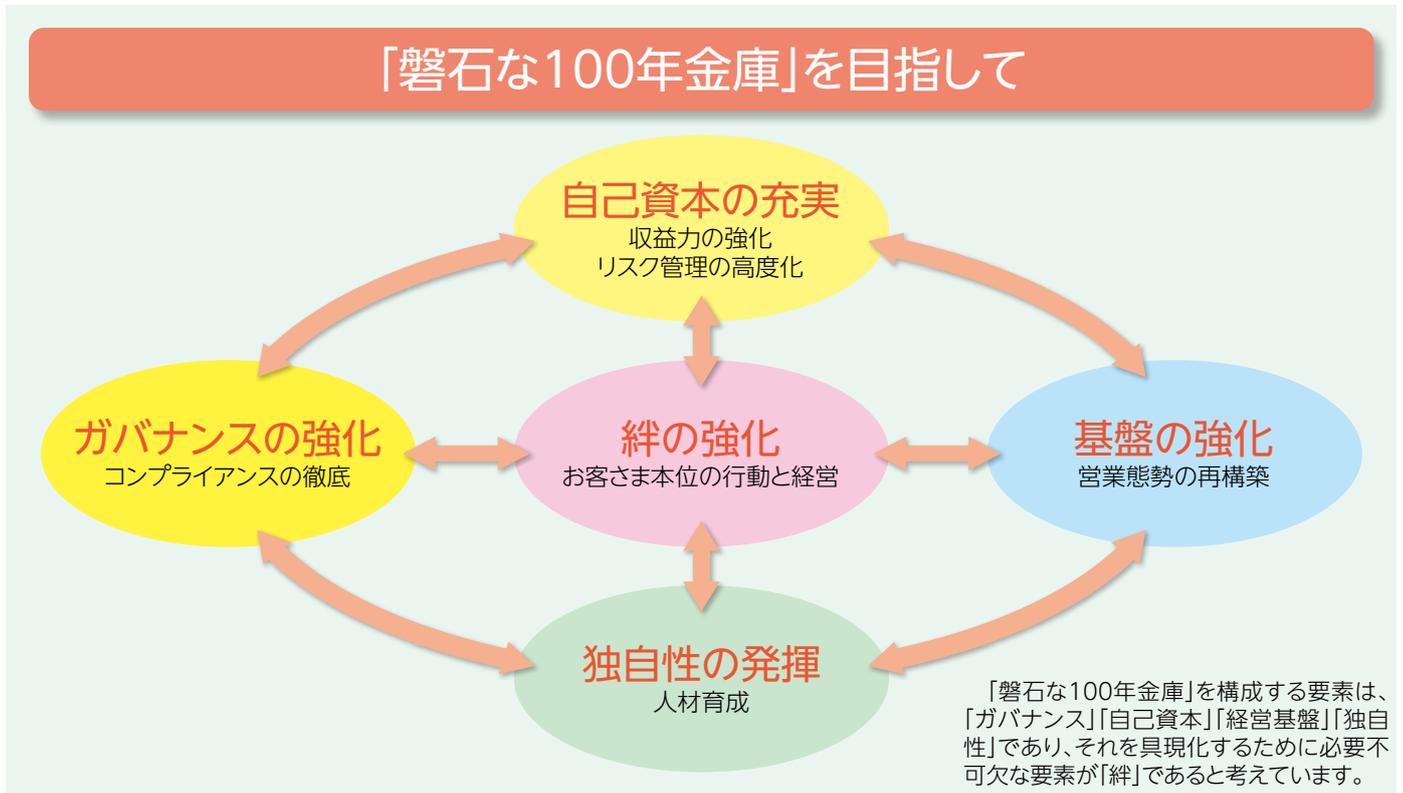
有価証券残高 125,867百万円
詳細:36ページ

みらいしんきんのビジョンについて

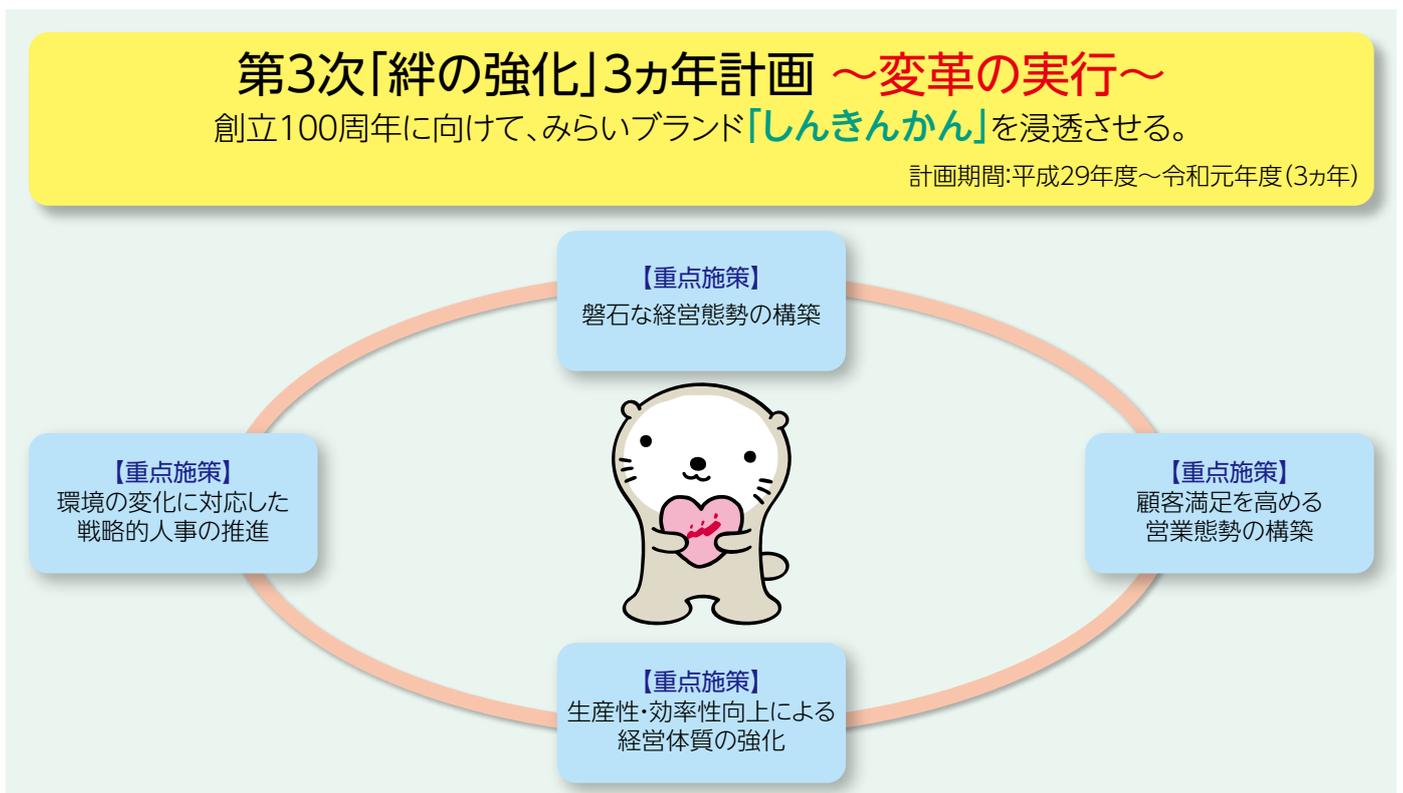
平成29年4月から、中期事業計画「第3次『絆の強化』3ヵ年計画」をスタートさせました。この中期事業計画は、創立100周年(令和4年)までに、「信用金庫のビジョンを具現化できる、地域に根ざし継続的に発展する信用金庫」を完成させるという長期的視野のもとに、その基本方針を『『磐石な100年金庫』を目指して』としております。

「磐石な100年金庫」とは、伝統と地域に根ざし、継続的に発展する信用金庫のことです。

基本方針



基本戦略と重点施策



経営基盤の充実について

預金・積金、貸出金の状況

平成31年3月末の預金・積金残高は3,882億9千3百万円となり、前期末比69億3千3百万円増加、増加率は1.81%でした。科目別では要求性預金、定期性預金ともに増加しました。また、人格別では個人、法人、地方公共団体ともに増加しました。平成31年3月末の貸出金残高は1,961億1千1百万円となり、前期末比24億7千1百万円増加、増加率は1.27%でした。科目別では手形貸付、証書貸付、当座貸越が増加し、割引手形が減少しました。また、属性別では事業先、個人、地方公共団体ともに増加しました。

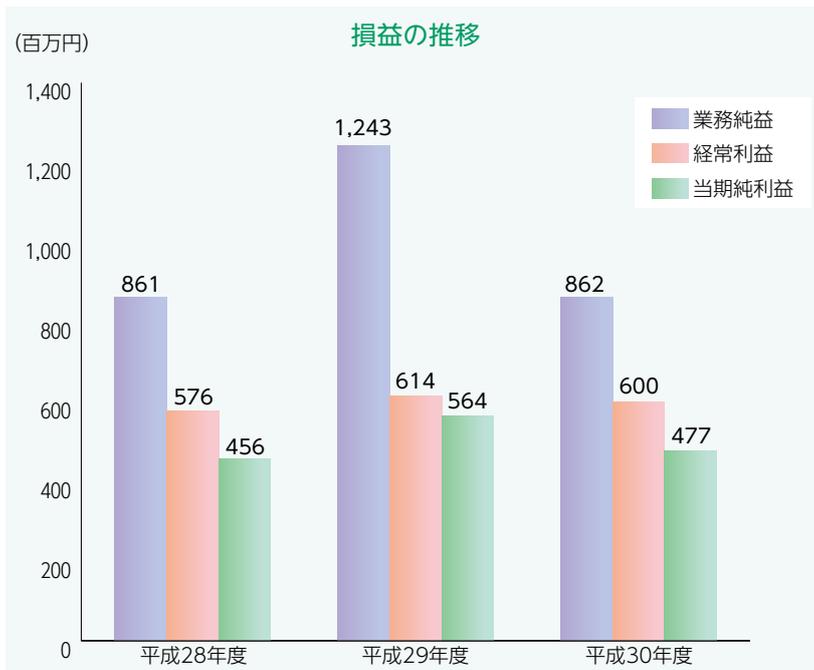


損益の状況

平成30年度の業務純益は8億6千2百万円となり、前年度比3億8千1百万円減少、減少率は30.68%でした。経費や一般貸倒引当金繰入額の減少等により業務費用は減少しましたが、貸出金および有価証券等の利回りの低下により資金運用収益が減少したことが主な要因です。

経常利益は6億円となり、前年度比1千4百万円減少、減少率は2.30%でした。

当期純利益は4億7千7百万円となり、前年度比8千7百万円減少、減少率は15.42%でした。



用語説明

●業務純益

金融機関の基本的業務で得た収益から費用を差し引いた利益です。

●経常利益

基本的業務とその他の業務で得た収益から費用を差し引いた利益です。

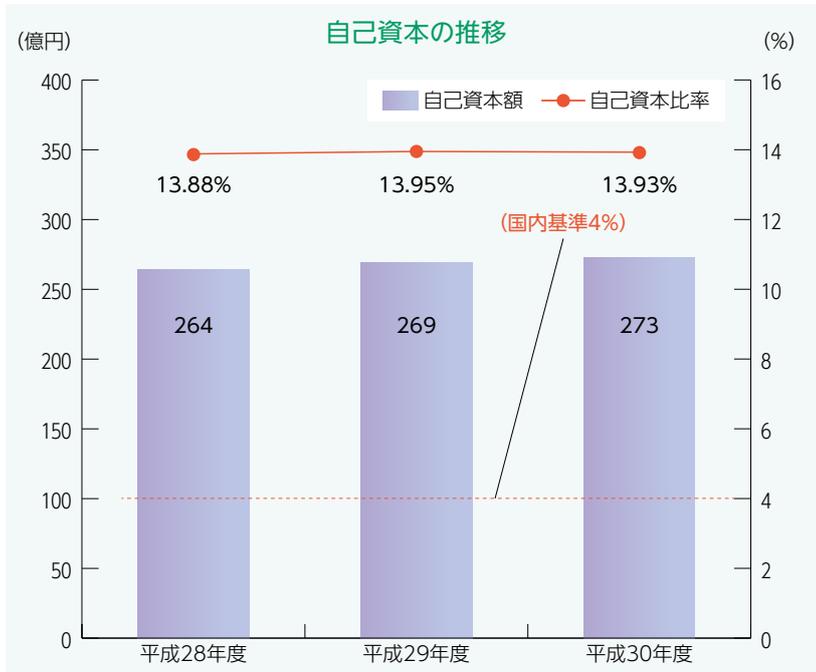
●当期純利益

経常利益に特別利益・特別損失を加減し、法人税等を控除した最終利益です。

自己資本の状況

自己資本額は、273億5百万円となり、前期末比3億2千4百万円増加しました。また、自己資本比率は13.93%となり、前期末比0.02%低下しました。主な要因は、分母であるリスク・アセット等の増加によるものです。なお、自己資本比率は国内基準4%の3倍以上の水準にあり、引き続き安定した健全性を確保しています。

当金庫の自己資本比率(平成30年度)は**13.93%**です

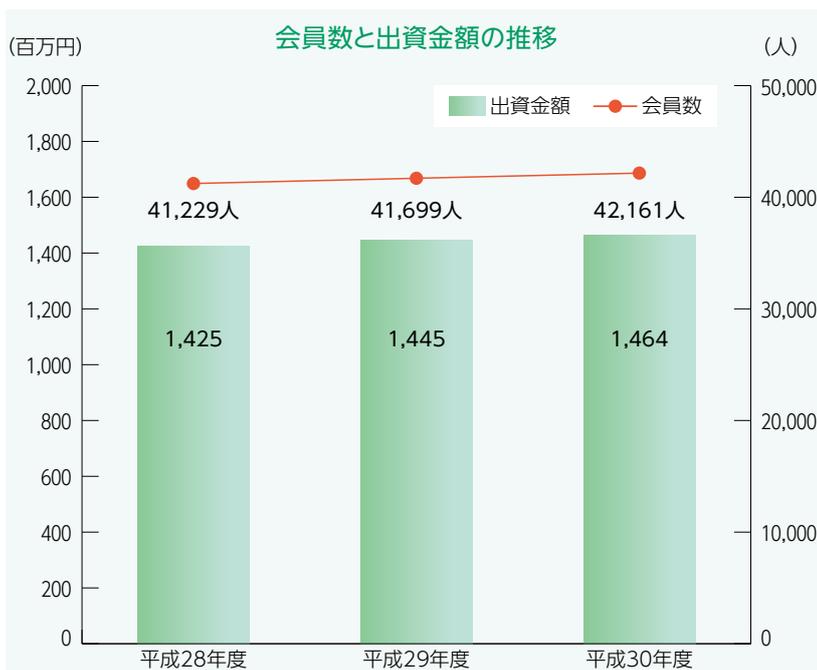


会員数と出資金額の状況

信用金庫は、地域の事業者や住民のみなさまが会員となって、互いに助け合い、ともに発展していくことを目的に運営される地域のための金融機関です。

平成31年3月末の出資金額は14億6千4百万円で前期末比1千9百万円増加しました。

また、会員数は42,161人となり、前期末比462人増加しました。



▲「MIRAI感謝の集い」の様子

平成30年9月18日、中津市の中津文化会館にて、毎年恒例となっている会員のみなさまのためのイベント「MIRAI感謝の集い」を開催しました。

「元祖ものまね女王」清水ミチコさんをお招きし、数々のものまねレパートリーで会員のみなさまを魅了し、楽しいひと時を過ごしていただきました。



リスク管理債権・金融再生法開示債権の状況について

●リスク管理債権と引当・保全状況

(単位:百万円、%) (注)

区 分	残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/A	
破綻先債権	平成29年度	203	88	114	100.00
	平成30年度	665	272	393	100.00
延滞債権	平成29年度	8,834	3,444	3,945	83.64
	平成30年度	8,307	3,204	3,600	81.91
3か月以上延滞債権	平成29年度	29	25	5	103.33
	平成30年度	24	21	4	107.94
貸出条件緩和債権	平成29年度	1,616	787	295	66.95
	平成30年度	1,523	698	276	64.00
合 計	平成29年度	10,683	4,345	4,360	81.48
	平成30年度	10,520	4,197	4,274	80.52

※金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

- 「破綻先債権」とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金(未取利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - 更生手続開始の申立てがあった債務者
 - 再生手続開始の申立てがあった債務者
 - 破産手続開始の申立てがあった債務者
 - 特別清算開始の申立てがあった債務者
 - 手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
- 「延滞債権」とは、未取利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 「3か月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
- 「保全率」は、リスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

●金融再生法開示債権と引当・保全状況

(単位:百万円、%)

区 分	開示残高 (A)	保全額 (B)	担保・保証等による回収見込額 (C)	貸倒引当金 (D)	保全率 (B)/(A)	引当率 (D)/(A-C)	
							金融再生法上の不良債権
	平成30年度	10,674	8,582	4,217	4,365	80.40	67.60
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成29年度	2,902	2,902	1,086	1,816	100.00	100.00
	平成30年度	2,571	2,571	910	1,661	100.00	100.00
危険債権	平成29年度	6,309	4,820	2,482	2,338	76.40	61.09
	平成30年度	6,554	5,009	2,586	2,422	76.42	61.05
要管理債権	平成29年度	1,646	1,112	812	300	67.60	36.05
	平成30年度	1,547	1,001	720	281	64.69	33.98
正常債権	平成29年度	191,037	(注)				
	平成30年度	193,792					
合 計	平成29年度	201,896					
	平成30年度	204,466					

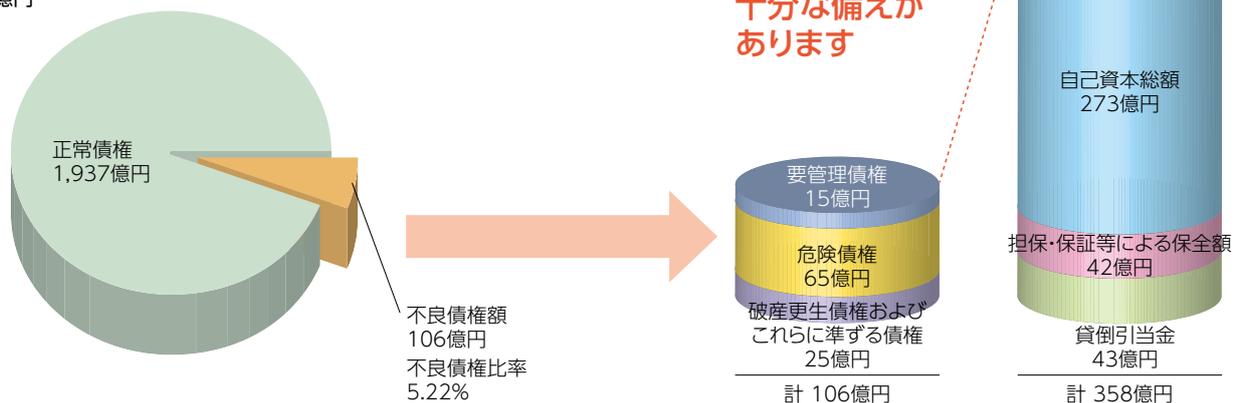
※金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(注)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
- 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

●金融再生法上の不良債権とその保全および自己資本の状況

金融再生法による開示債権
2,044億円



※不良債権に対する保全率は80.40%となっており、当金庫の自己資本額273億円を考慮すれば全く懸念ありません。 ※金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

金融仲介機能の発揮について

地域金融円滑化のための基本方針

大分みらい信用金庫は、「金融サービス業として地域の発展に貢献し、地域の生活者と共に豊かな地域社会をつくる」ことを使命としており、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1.取組方針

当金庫において、地域の中小企業のみなさまに対する資金供給・経営相談・経営指導・経営改善支援および地域のみなさまの生活の安定を図る対応を行うことは、地域密着型金融機関として最も重要な社会的使命です。

お客さまから資金需要や貸付条件の変更等の要請があった場合には、これまでと同様、その要請を真摯に受け止め、力一杯の目利き力を発揮し、密度の濃いコミュニケーションによりお客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向け、きめ細かな対応に取り組めます。

2.金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) 金融円滑化管理方針の策定
- (2) 金融円滑化管理規程の策定
- (3) 金融円滑化マニュアルの策定

3.他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入を行っているお客さまから貸付条件の変更等の要請があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

4.苦情相談窓口

お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

大分みらい信用金庫 営業推進部 フリーダイヤル 0120-500-465(直通)

(受付時間 当金庫営業日の平日9:00~17:00)

●中小企業者等に対する金融の円滑化に関する取組状況について

中小企業金融円滑化法終了後における貸付の条件変更等の取組状況について、以下のとおり継続してお知らせいたします。

当金庫は、引き続き地域金融の円滑化に全力で取り組んでまいりますので、今後も事業資金や住宅ローンなどの借入れや貸付の条件変更等のご相談がございましたら、お気軽にお申出ください。

(単位:件、百万円)

債務者が 中小企業者である場合	平成27年3月末		平成28年3月末		平成29年3月末		平成30年3月末		平成31年3月末	
	件数	金額								
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	4,785	113,634	5,707	132,913	6,689	153,406	7,664	171,519	8,297	183,670
うち、実行に係る貸付債権	4,503	108,032	5,391	126,604	6,390	147,591	7,351	165,713	7,924	175,818
うち、謝絶に係る貸付債権	25	402	25	402	25	402	27	416	29	428
うち、審査中に係る貸付債権	46	1,130	60	1,503	16	325	17	170	31	302
うち、取下げに係る貸付債権	211	4,068	231	4,401	258	5,086	269	5,220	313	7,121
債務者が 住宅資金借入者である場合	平成27年3月末		平成28年3月末		平成29年3月末		平成30年3月末		平成31年3月末	
	件数	金額								
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	231	2,332	255	2,498	296	2,855	332	3,139	407	3,928
うち、実行に係る貸付債権	193	1,958	214	2,110	251	2,403	287	2,688	343	3,152
うち、謝絶に係る貸付債権	3	30	3	30	5	69	5	69	5	69
うち、審査中に係る貸付債権	2	37	1	2	2	17	1	13	4	28
うち、取下げに係る貸付債権	33	305	37	354	38	364	39	369	55	679

※貸付債権の数および金額は、平成21年12月4日以降の累積値となっております。

※当該開示につきましては、平成30年度の計数報告をもって一旦休止致します。

地域密着型金融の推進について

当金庫は、地域密着型金融の担い手として、地方創生、地域経済の活性化、中小企業金融の円滑化に向けた取り組みを積極的に推進しています。

1.お取引先企業に対するコンサルティング機能の発揮

●経営支援体制(平成30年度)

当金庫は、企業サポート部と営業店が連携し、事業先の売上向上、創業、事業承継、業務効率化など、さまざまな経営課題の解決をサポートしています。



●経営改善支援への取組状況と実績

お取引先企業(個人事業主を含む)3,953先の中から47先を対象に経営改善支援に取り組みました。

※詳細については、「経営改善支援等の取組実績」をご参照ください。

具体的な取組状況は、以下のとおりです。

- 経営会議への参加…………… 41先(延べ310回)
〈以下については、経営改善支援先47先以外のお取引先を含みます〉
- 経営改善計画策定支援…………… 19先
- 外部支援機関と連携した専門家派遣事業…………… 82先(延べ147回)

●経営改善支援等の取組実績(平成30年4月～31年3月)

(単位:先数)

	A	期初債務者数					経営改善支援 取組率 α/A	ランクアップ 率 β/α	再生計画 策定率 δ/α
		α	うち経営改善支援取組先数			再生計画を 策定している 全ての先数 δ			
			β	γ	δ				
正常先 ①	2,760	0	0	0	0	0.0%	—	—	
要注意先	うちその他要注意先 ②	998	32	0	29	28	3.2%	0.0%	87.5%
	うち要管理先 ③	33	5	0	2	4	15.1%	0.0%	80.0%
破綻懸念先 ④	85	10	0	10	9	11.7%	0.0%	90.0%	
実質破綻先 ⑤	61	0	0	0	0	0.0%	—	—	
破綻先 ⑥	16	0	0	0	0	0.0%	—	—	
小計 (②～⑥の計)	1,193	47	0	41	41	3.9%	0.0%	87.2%	
合計	3,953	47	0	41	41	1.1%	0.0%	87.2%	

(注)

- ・期初債務者数および債務者区分は平成30年4月初時点まで整理しています。
- ・債務者数、経営改善支援取組先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含みません。
- ・ β には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しています。なお、経営改善支援取組先先で期中に完済した債務者は α に含めていますが β には含みません。
- ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合は β に含みます。
- ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理します。
- ・期中に新たに取引を開始した債務者については本表に含みません。
- ・ γ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。
- ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。
- ・「 α のうち再生計画を策定している全ての先数 δ 」には、金融機関独自の再生計画策定先のほか中小企業支援協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構などと連携した再生計画策定先を含みます。

●「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

	平成30年度
新規に無保証で融資した件数	315件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	6.78%
保証契約を解除した件数	44件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

〈経営改善支援 取組事例〉

中小企業、小規模事業者の経営支援に関する取組方針

当金庫は資金供給者としての役割にとどまらず、長期的な取引関係を通じて蓄積された情報や地域の外部専門家、外部機関等とのネットワークを利用してコンサルティング機能を発揮することにより、取引先企業の経営支援や事業再生、事業拡大について最大限支援していく方針です。

経営改善、事業再生、業種転換などの支援に関する取り組み

●大分県信用保証協会と連携し経営改善をサポートするチーム支援

中津市内を中心に複数の飲食店、惣菜店を経営するA社様は一定の売上高は確保できているものの収益性が低く、事業計画立案が必要でした。そこで大分県信用保証協会の経営安定化支援事業を活用して経営改善計画策定支援をすることとし、大分県中小企業診断士協会から中小企業診断士を派遣し、自社の現状把握を行い、改善ポイントを絞り込み、アクションプランを立て経営改善計画書の策定を行いました。具体的には原材料仕入れ管理の改善、営業時間の見直し、お客様アンケートに基づく接客業務の改善、店舗ごとの月次売上損益データの把握と管理などです。

その結果、原価率の改善、人件費の抑制、お客様からのクレームの減少、収支の改善につながりました。

創業支援、新規事業開拓に関する取り組み

●創業支援窓口の設置

当金庫は創業支援を通じて地方創生に寄与することを目的とし、出張所を除く全営業店(29店舗)に創業支援窓口を設置し、創業希望者の創業計画立案支援(経営、財務、人材育成、販路開拓)を行っています。また、外部支援機関(おおいスターアップセンター、B-biz LINK、商工会議所等)と連携を図っています。

さらに、大分市と別府市の創業支援事業計画の認定創業支援事業者となり、特定創業支援事業として大分市内10店舗、別府市内9店舗で創業相談を行っています。

平成30年度の創業相談先数は75先で、その内の61先を支援いたしました。

地方創生に関する取り組み

県下3信用金庫(大分みらい信用金庫、大分信用金庫、日田信用金庫)共催により、大分県全体の観光PRを目的に、出光クレジット株式会社のカード会員向け情報誌「MOCO、+MOCO(それぞれ2万部発行)」に「大分県ドライブマップ」の掲載を企画しました。



▲MOCO 2019.6
大分県ドライブマップ

事業承継支援に関する取り組み

少子高齢化、人口減少、市場の変化に伴い、多くのお取引先企業が後継者問題を抱えています。当金庫では、そのようなお取引先企業の事業承継に関する個別課題および地域への影響力を把握し、問題解決への支援に努めています。

平成30年度においては、後継者問題を抱えていたサービス業の事業者に対して、同業で業務拡大を検討している事業者を引き合わせ、事業承継問題を解決できた事例などがありました。

ビジネスマッチングに向けた取り組み

●合同商談会への参加

平成30年9月19・20日、東京国際フォーラムで開催された城南信用金庫主催「2018“よい仕事おこし”フェア」に参加し、当金庫取引先が2社出展しました。

平成30年10月17・18日、京都府総合見本市会館で開催された京都中央信用金庫主催「中信ビジネスフェア2018『第30回大商談会』」に参加し、当金庫取引先が3社出展しました。

平成30年11月28日、西日本総合展示場で開催された福岡ひびき信用金庫主催「ひびしんビジネスフェア2018」に参加し、当金庫取引先が5社出展しました。

平成31年1月21・22日、ホルトホール大分で開催された日本政策金融公庫と県下金融機関共催による「第3回JFC大分農工商談会」に参加し、当金庫取引先からバイヤーが1社、サプライヤーが5社、商談を行いました。

全国各地の製品を提供する物販サイト「日本きりり」と当金庫取引先4社が個別面談方式によるビジネスマッチングを行いました。

●みらいビジネスマッチングサービス

当金庫では、平成29年6月から「みらいビジネスマッチングサービス」の取り扱いを始めました。

このサービスは、当金庫のお取引先に「売りたいニーズ」と「買いたい(仕入)ニーズ」を聞き取り、お互いを紹介するというもので、平成30年度は103件の商談、86先の成約につながり、2年間の累計では185件の商談、145先の成約につながりました。



▲ひびしんビジネスフェア2018



▲第3回JFC大分農工商談会

●資金供給機能の発揮

お取引先の個人、中小企業・小規模事業者のみなさまの定量的な情報のみならず、定性的な情報の収集に努め、過度に不動産担保や個人保証に依存しない小口融資を推進し、地域のみなさまの資金需要にお応えしています。

●外部機関との連携

- ①平成31年2月19・20日に、「創業・経営支援セミナー」を県内2ヶ所(大分市、日田市)で開催しました。このセミナーは、大分県信用金庫協会と日本政策金融公庫における創業支援や地域貢献を目的とした連携の一環として開催したものです。
- ②取引先が抱える経営課題の解決に向け、外部の専門家をお取引先へ派遣しており、平成30年度は、82社が計147回利用しています。
専門家の派遣時には必ず担当者が同席して、現場での支援に協力するほか、専門家のノウハウを参考にすることで、支援機関としての能力向上に努めています。
- ③大分県よろず支援拠点と連携して「出張相談会」を開催しました。また、POPの作り方やInstagramの活用方法など、実務に役立つセミナーも開催しました。今後も地元企業のみなさまのお力になれるように定期的に開催してまいります。
- ④当金庫は女性起業家・企業家プロジェクトであるiGC(アイジー・シー)のサポーターとなり、「第2回おおいたスタートアップウーマンアワード」において9名にサポーター賞を贈り、女性起業家の課題解決支援を行いました。
- ⑤別府市産業連携・協働プラットフォームB-biz Linkが創業者向けに開催した「ローカルベンチャースクール」を後援しました。



▲創業・経営支援セミナー「人手不足採用難の時代に経営者が取り組む3つのこと」



▲Instagram、写真の撮り方セミナー



▲第2回おおいたスタートアップウーマンアワード みらいしんきんサポーター賞 受賞者

2.地域の面的再生への積極的な参画

●みらいしんきん同友会

みらいしんきん同友会は、昭和51年11月に発足したお取引先企業の経営者のみなさまと当金庫を結ぶネットワーク組織です。

現在25支部、約1,600名が、各種講演会や勉強会、社員研修や若手経営者のマネジメントスクールなどの自己啓発や親睦活動を展開しています。

同友会機関誌「DO YOU!」▶



▲同友会運営委員会

●未来経営者スクール

「未来経営者スクール」は、参加者が互いに経営者として研鑽を積み、異業種交流を行うことで自企業の発展に資することを目的としています。

平成10年度よりスタートした本スクールは、これまで21期生が卒業し、延べ503名のみなさまにご参加いただきました。卒業生同士のネットワークもでき、次期経営者として職場でのマネジメント等に活用しているという声もいただいています。



▲未来経営者スクール

●みらいビジネススクール

みらいしんきん同友会活動の一環として開催している「みらいビジネススクール」は、会員企業の人材育成や新入社員教育のお手伝いを行っています。

これまでに「管理者研修」「新入社員研修」等各種研修会を開催し、延べ951社3,444名のみなさまに受講していただきました。

今後も地域の中小企業のみなさまのお役に立てるような研修を行っていきます。



▲みらいビジネススクール

3.地域やお客さまに対する積極的な情報発信

●地域活性化に繋がる情報の発信

地域やお取引先の景況動向等の把握を目的とした「中小企業景気動向調査」や時事的な話題を調査する各種特別調査を行っております。調査結果を冊子や当金庫ホームページに掲載し、企業経営の新たな課題や解決のヒントを得る機会を提供しています。



●インターンシップの実施

就職活動を控えた学生を対象に就業体験機会を提供し、金融業務への理解を深めてもらうため、インターンシップを実施しています。

平成30年度は、夏季2日コースを1回、冬季1日コースを2回実施。大分県内外の学生総勢37名にご参加いただき、信用金庫の歴史やビジネスマナー等の講義のほかに、グループワークや営業店実習を体験していただきました。



▲インターンシップ

まち 地域づくり活動について

●地域のイベント

「別府八湯温泉まつり」を皮切りに、県央・県北各地のイベントやお祭りに参加しています。

地域の元気はみらいしんきんのパワーの源。職員一丸となって地域行事を盛り上げています。



▲別府八湯温泉まつり



▲府内戦紙



▲中津祇園

●スポーツ・文化事業支援

子どもたちの健やかな成長を願い、各種スポーツ大会や文化事業を支援しています。

主催・協賛・後援などさまざまな形で地域や子どもたちと、いつまでも関わっていこうと考えています。

ストリートギャラリーとしてスタートした「MIRAI GALLERY」は今ではすっかり定着し、地元芸術家の発表の場として、広く親しまれています。



▲MIRAI GALLERY別府会場



▲MIRAI GALLERY大分会場



▲豊の国けまりフェスティバルサッカー大会



▲みらいしんきん杯わくわくドリーム将棋大会2018

●福祉・環境づくりへの参画

毎月第2木曜日に行う、各店独自のボランティア活動をはじめ、大分国際車いすマラソン大会への協力、別府市海岸海浜清掃奉仕活動といった環境への取り組みにもボランティアで参加します。



▲大分国際車いすマラソン大会ボランティア



▲別府市海岸海浜清掃奉仕活動

リスク管理態勢について

リスク管理態勢について

金融機関を取り巻く環境は日々変化しており、経営に対して予期せぬ影響を与えるリスクも急激に多様化しています。

当金庫は「リスク管理基本方針」で「コンプライアンス(法令等遵守)態勢を礎(いしずえ)としたリスク管理」を経営の本質と位置づけ、「内部管理基本方針」においても、法令等遵守の徹底を経営の最重要課題のひとつとして位置づけています。

また、「リスク管理基本方針」や「リスク管理規程」に基づき、リスクを総合的に管理し、自己資本の充実を目的とした「経営の健全性の確保」とそれを裏付ける「適正な収益の確保」とのバランスのとれた経営を目指しています。

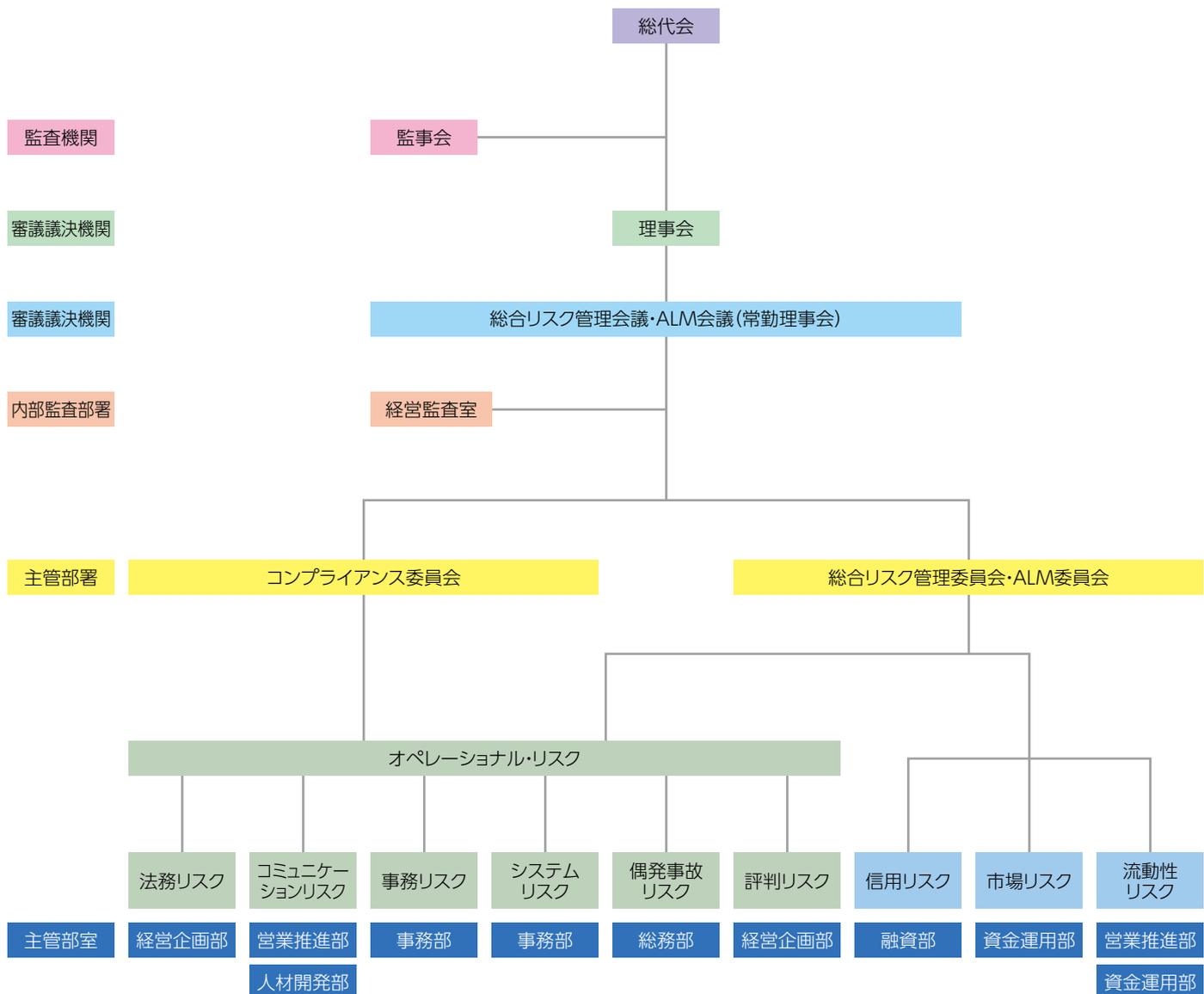
具体的には、経営に関するリスクを以下のとおり9つに分類し、それぞれに主管部を定め、経営企画部を統括部署として総合的なリスク管理態勢の構築を目指すとともに、総合リスク管理会議、総合リスク管理委員会、ALM会議、ALM委員会などの会議体系を有効に機能させることでリスクマネジメントが効率的・効果的に運用されるよう、態勢の整備をすすめています。

なお、「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」については、各々のリスクの管理方針・管理規程等の遵守を通じて管理・統制を行い、牽制・検証態勢の構築と管理手法の高度化を推進しています。

また、「事務リスク」「システムリスク」をはじめとしたいわゆる「オペレーショナル・リスク」については、そのリスクの顕在化(発生)を最小限にとどめるために、各々のリスク管理方針・管理規程に基づき、牽制・検証態勢の構築などの予防策やリスク軽減策を策定・実施するとともに、万一の場合に備えた「コンティンジェンシープラン(危機時対応策)」や、大規模地震等の際、業務継続を図るための「業務継続計画」を策定しています。

リスク管理に関する体系図

令和元年6月末現在



内部管理態勢の充実について

法令等遵守態勢について

法令等遵守態勢(コンプライアンス)とは、法令をはじめ当金庫内の諸規程さらには確立された社会規範に至るまで、あらゆるルールを遵守することです。当金庫は、「内部管理基本方針」「リスク管理基本方針」「法務リスク管理基本方針」「法令等遵守に係る基本方針」等に基づき、地域に根ざした協同組織金融機関としての社会的使命と高い公共性を全役職員に周知徹底し、社会人としての健全な常識や、より高い倫理観を持って業務活動を行い、社会的責任を果たしていくことを、経営の最重要課題の一つと位置づけています。

コンプライアンス態勢の整備については、研修等教育を推進しており、平成30年度には全店で1,153回のコンプライアンス勉強会を開催、また職員一人ひとりのレベルアップを図るため、コンプライアンス検定試験受験を奨励し、342人(平成31年3月末現在)の役職員が合格しています。さらに全役職員が「コンプライアンス手帳」を常時携帯し、定期的に自己チェックを行うなど態勢整備を促進しています。

法令等遵守に係る基本方針

経営理念に基づき、高い倫理観と社会的使命や公共性を自覚して業務を遂行し、地域の信頼を確保する。

1. 経営幹部(役員および部室店長)は、金庫が公器であることを自覚して、経営理念に基づく健全な金庫運営を第一とする。
2. 役職員等は、立派な社会人として、高い法令等遵守(コンプライアンス)精神と社会的使命感を持って業務を遂行する。
3. 役職員等は、私生活の健全化に努める。
4. 反社会的勢力は断固排除する。

コンプライアンス態勢

コンプライアンスの実現のため、コンプライアンスに関連する方針や規程、組織や役割等を網羅した冊子「コンプライアンス態勢」を役職員全員に配付し、教育・研修に活用しています。主な内容は以下のとおりです。

○コンプライアンスの組織と役割

役職員の基本的な責任と禁止事項、法務リスク管理規程に基づく各組織・役職員の役割等を定めています。コンプライアンスを統括する部署として役員を含めた全部室の横断的な組織である「コンプライアンス委員会」を設置しています。また、本部・営業店の全部室店に「コンプライアンス責任者」「コンプライアンス担当者」を配置し、「コンプライアンス責任者会議」「コンプライアンス担当者会議」を定期的で開催するなどコンプライアンス態勢の整備を図ることとしています。

○コンプライアンス・マニュアル

役職員が遵守すべき法令等の解説や、違反行為を発見した場合の対処方法などを定めています。毎月「コンプライアンス・チェックリスト」で自己チェックを行うことや、コンプライアンス違反情報の収集・報告、それらの事案へ対応するための組織と情報の流れを定めています。また、法令等の解説書等を添付しています。

○コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスの具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定することを定めています。

利益相反管理への対応について

当金庫は、利益相反管理基本方針ならびに利益相反管理規程を制定し、お客さまのお取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益を保護するよう努めることとしています。

反社会的勢力への対応について

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を断固遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めて、業務の適切性および健全性の確保に努めています。

反社会的勢力に対する基本方針

大分みらい信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

(注)本方針において「反社会的勢力」とは、属性要件が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動(政治活動)標榜ゴロ、特殊知能暴力団等、その他これらに準じる者(以下、これらを暴力団員等という。)、および暴力団員等が経営を支配または経営に実質的に関与していると認められる関係がある者、暴力団員等を不当に利用している者、暴力団員等への資金提供、便宜供与等、社会的に非難されるべき関係を有する者をいいます。更に、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当要求等の行為要件にも着目して判断します。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針について

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当金庫は、「経営理念」「みらい宣言」「行動の指針」に基づき、全役職員が常にお客さま目線を持ち、お客さま本位の業務運営に努めてまいります。また、より良い業務運営を実現するため、その取組状況を定期的に確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを図ってまいります。

1. お客さまの最善の利益の追求

お客さまの金融商品やサービスに関する知識、経験、財産の状況および金融商品の販売にかかる契約を締結する目的に照らして、お客さまの最善の利益を追求し、商品・サービスをご提供するよう努めてまいります。

2. 利益相反の適切な管理

お客さまの利益が不当に害されることのないよう、別に定める「利益相反管理基本方針」に則り、お客さまとのお取引について適切に管理を行い、お客さまの利益を保護するよう努めてまいります。

3. 手数料等の明確化

お客さまにご負担いただく手数料やその他の費用等は、その詳細についてお客さまにご理解いただけるよう丁寧な説明に努めてまいります。

4. 重要な情報の分かりやすいご提供

金融商品のご提案にあたっては、お客さまに適正な判断をしていただくために、別に定める「金融商品に係る勧誘方針」に則り、金融商品やサービスについての重要な情報を分かりやすくご提供するよう努めてまいります。

5. お客さまにふさわしいサービスのご提供

お客さまとのお取引にあたっては、別に定める「金融商品に係る勧誘方針」に則り、お客さまの金融商品やサービスに関する知識、経験、財産の状況、お客さまが契約を締結する目的に照らして、お客さまにふさわしい金融商品やサービスをご提供するよう努めてまいります。

6. 職員に対する適切な動機づけの枠組み等

全役職員が常にお客さま目線を持ち、お客さま本位の業務運営を行うよう、研修その他の動機づけの枠組みやガバナンス態勢について適切に整備するよう努めてまいります。

お客さま保護態勢について

金融商品取引法等への対応について

平成19年9月の「金融商品取引法」の全面施行および信用金庫法等の関連法令の改正を受け、当金庫では、元本割れ等のリスクがある金融商品の販売管理態勢のさらなる充実に努めております。

お客さまにより一層ご満足、ご安心いただけるよう、以下の勧誘方針を遵守し、適切な運用のご提案を行ってまいります。

当金庫の勧誘方針

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身のご判断によってお決めいただけます。その際、当金庫は、お客さまに適正なご判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

お客さまへの説明態勢について

融資取引をはじめとするお客さまとのお取引については、その内容をお取引の関係者に十分にご理解いただくことが必要です。そのため「説明態勢に係る規程」等を整備するとともに、職員教育の徹底・人材の育成を図ることとしています。

苦情等への対応について

お客さまからの苦情等に対しては、公平・誠実に対応し、迅速な解決を図ることが、お客さまとの信頼向上を図るうえで最も重要であると認識し、職員教育の徹底や他金融機関の事例も含めた事例の分析等を通じて、同様の苦情等の発生を未然に防止する態勢の整備に努めています。

金融ADR制度への対応について

当金庫は、お客さまからの相談・苦情等のお申し出に公平・誠実・迅速に対応するため、金融ADR制度を踏まえ、内部管理態勢等を整備して相談・苦情等の解決を図り、信頼性の向上に努めています。

苦情処理措置および紛争解決措置の内容

苦情処理措置

当金庫では、業務運営体制・内部規則を整備し、「当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」をホームページおよび各営業店に店頭掲示することで公表しています。苦情等のお申し出につきましては、当金庫営業日に、お取引のある支店もしくは営業推進部(9時～17時、電話:0120-310-708)までお申し出ください。

紛争解決措置

下記の仲裁センター等に加えて最寄の弁護士会で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。

- 東京弁護士会 (電話:03-3581-0031)
- 第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)
- 第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)
- 熊本県弁護士会 (電話:096-325-0913)
- 鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)

顧客情報保護への対応について

お客さまに個人情報を安心してご提供いただくため、関係法令および諸規程等を遵守し、「顧客情報保護基本方針」等に基づき顧客情報保護に努めます。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

お客さまの個人情報の利用目的に関するお知らせ

当金庫は、「個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)」ならびに「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」に基づき、お客さまの個人情報を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用させていただきます。

業務内容

- ◎預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- ◎投信販売業務、保険販売業務、証券仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ◎その他、信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)
- ◎他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ◎お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため

利用目的

- ◎各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスのお申込みの受付のため
- ◎法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ◎預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ◎融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断のため
- ◎適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ◎与信事業に際して、当金庫が加盟する個人情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ◎市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ◎ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ◎提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ◎各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ◎その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- ◎各種法定調書の作成、非課税貯蓄制度の適用のため
- ◎預金口座付番に関する事務のため

ダイレクト・マーケティングの中止

- ◎当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申し出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、下記のご相談窓口までお申し出ください。

法令等による利用目的の限定

- ◎信用金庫法施行規則第110条等により、個人情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ◎信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供はいたしません。

個人情報に関するご相談窓口

大分みらい信用金庫 営業推進部

- 住所 〒874-8639 別府市駅前本町1番31号
- 電話番号 0977-22-1184
- FAX 0977-22-7671
- Eメール mirai@oitamirai.co.jp

●窓口の時間帯 9:00~17:00

(月~金 但し、金融機関の休業日は除く)

- ※詳しくは、本支店窓口にお申し出いただくか、当金庫ホームページをご覧ください。

金融犯罪に対する対応について

当金庫では、金融犯罪に対する対応について、以下の取り組みを行っております。

振り込み詐欺等への対応について

●振り込み詐欺にご注意ください

振り込み詐欺とは、いわゆる「オレオレ詐欺」や「還付金返還詐欺」等の総称です。最近では犯罪の手口が複雑化しておりますので、十分にご注意ください。

●ATMコーナーでの対応(支払限度額、暗証番号変更)

全国的にキャッシュカードの偽造または盗難によりATMで預金が不正に引き出される被害が増加しております。お客さまにおかれましては、キャッシュカードや暗証番号の厳重な管理をお願いします。暗証番号は定期的に変更することをおすすめします。暗証番号のご変更は、最寄りの当金庫ATMで可能です。

また、当金庫ATMで1日あたりのお支払限度額を減額変更することができます。普段ご利用される金額にあわせて制限することで、お客さまの大切なご預金を守ることができます。

●偽造、盗難キャッシュカード被害が発生した場合の取り扱い

キャッシュカードの偽造または盗難により個人のお客さまのご預金がATMから不正に引き出された場合には原則として当金庫が補償させていただきますが、お客さまに「重大な過失」または「過失」があるなどの場合には、被害額の全部または一部について補償いたしかねるケースがありますので、十分ご注意ください。

なお、ご不明な点がある場合には、当金庫の窓口等にお問い合わせください。

●キャッシュカード等の盗難、紛失の24時間受付実施

キャッシュカードの盗難・偽造等の被害に遭った時は、ただちに以下の受付先にご連絡ください。

曜日等	受付時間帯	受付先名称	受付先電話番号
平日	8時30分～17時00分	各お取引店	各お取引店電話番号
	上記時間帯以外	信金事故届け受付センター	0120-361-334
土曜・日曜・祝日		信金事故届け受付センター	0120-361-334

「暮らし安心」ネットワーク運動について

昨今多発する振り込み詐欺などの金融犯罪からお客さまを守り、安心して暮らせる地域づくりのため、全店で「暮らし安心」ネットワーク運動を展開しています。

本活動については、別府警察署にもご協力いただき、平成21年2月から活動を開始しました。

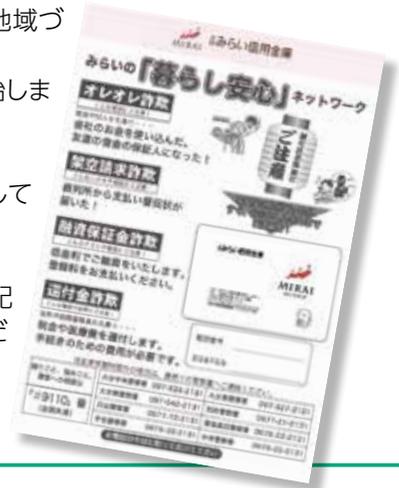
1.方針

お取引先が振り込み詐欺に遭わないよう、主にご高齢のお客さまと渉外係が連携して被害防止に努めます。

2.具体的内容

詐欺被害の未然防止を図るため、渉外係が当金庫への連絡方法や担当者名等が記載されたパンフレットをお取引先に持参し、お客さまの電話機近辺に貼付させていただくことをお勧めしています。

不審な電話や訪問、郵便物等があった場合、すぐにご連絡をいただき、一緒になって被害を防止しようとするものです。



預金商品のご案内

令和元年6月末現在

主な預金の種類	特 色	期 間	お預け入れ金額
当座預金	小切手・手形を振り出すことによりお支払いできます。法人や個人事業者の方の効率的な資金管理に最適です。	随時	1円以上
普通預金	給与・年金、配当金の受け取り、公共料金の自動支払など、お気軽にご利用できます。オリジナルデザインのみらっこ通帳もございます。	随時	1円以上
無利息型普通預金	無利息ですが、預金保険制度により、全額保護される普通預金です。すでにお持ちの普通預金口座を変更することもできます。	随時	1円以上
総合口座	1冊の通帳に普通預金、定期預金、自動融資(当座貸越)をセットした暮らしに欠かせない口座です。オリジナルデザインのみらっこ通帳もございます。	普通預金、定期預金と同様	(普通預金)1円以上 (定期預金)1万円以上
M's総合口座	20～35歳までの若者を対象とした総合口座です。ご希望によりカードローンなどがセットできます。	普通預金、定期預金と同様	(普通預金)1円以上 (定期預金)1万円以上
貯蓄預金	個人の方専用の預金です。20万円型と40万円型があります。(自動受取・自動支払はご利用できません)	随時	1円以上
通知預金	短期間の運用に最適です。	7日以上	1万円以上
納税準備預金	税金の納付資金専用の預金です。	原則お引き出しは納税時のみ	1円以上
期日指定定期預金	1年複利の有利な定期預金です。1年据え置いた後は、1カ月前にご連絡いただければお引き出しができます。(個人の方に限り)	最長3年(据置期間1年)	1,000円以上 300万円未満
スーパー定期預金	プランに合わせてお預け入れいただける手軽で身近な定期預金です。個人の方でお預け入れ期間3年以上の場合は、複利型の運用ができます。	1カ月～5年	1,000円以上
大口定期預金	大口資金を有利に運用できる定期預金です。	1カ月～5年	1,000万円以上
変動金利定期預金	6カ月ごとに適用利率が変動する定期預金です。	1カ月～3年	1,000円以上
定期積金	一定額を毎月継続して積み立てる預金です。	6カ月～5年	掛金1,000円以上
積立定期預金	目標を決めて自由に積み立てます。ボーナス時に増額もできます。	1年～7年	1,000円以上
一般財形預金	いろいろな目的の貯蓄としてご利用できます。給与やボーナスからの天引きで積み立てます。事業主等を通じたお申し出により払い戻しいたします。	3年～15年	1,000円以上
財形年金預金	60歳以降に年金として受け取るための老後の資金づくりを目的として、給与やボーナスからの天引きで積み立てます。	5年以上	1,000円以上 (元利合計550万円までは非課税)
財形住宅預金	マイホームの新築やリフォームなど、住まいの資金づくりを目的として、給与やボーナスからの天引きで積み立てます。		
譲渡性預金(NCD)	譲渡可能な預金で大口資金の短期間運用に適しています。	2週間～2年	1,000万円以上

*金利は、店頭表示利率を適用します。

融資商品のご案内

令和元年6月末現在

●個人向けローン

主なローンの種類	お使いみち	ご利用限度額	ご融資期間
住宅ローン	マイホーム物語	10,000万円以内	35年以内
	しんきん住宅ローン	8,000万円以内	35年以内
	しんきん無担保住宅・ リフォームローン	1,500万円以内	20年以内
	しんきん空き家解体ローン 【解・体・新・所】	更地にするための空き家解体費用およびそれに伴う諸費用等にご利用できます。	500万円以内 20年以内
教育ローン	しんきん教育ローン	就学する学校等への1年分の納付金や就学にかかる1年分の付帯費用(100万円以内)、また他行でご利用中の教育資金の借換資金等にもご利用できます。	1,000万円以内 16年以内 (在学中据置可)
	みらい教育カードローン 【春、いちばん】	就学にかかる学校等への納付金および就学にかかる付帯費用にご利用できます。極度額範囲内であれば何度でも反復してお借り入れできます。	50万円～ 500万円以内 【カードローン期間中】 5年以内(1年更新) 【証書貸付切替後】 3カ月～10年以内
マイカーローン	しんきんマイカーローン	車・オートバイ・自転車の購入、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付、免許取得費用、他金融機関で借入れたマイカーローン借換資金等に幅広くご利用できます。	1,000万円以内 10年以内
フリーローン	みらいおさいふローン	お使いみち自由(事業資金を含む)のローンです。電話やFAX、インターネット等から仮審査申込ができます。	500万円以内 申込金額が300万円 以下の場合は7年以内
	みらいフリーローンMAX500	お使いみち自由の個人向けローンです。	500万円以内 10年以内
	しんきんフリーローンCan!	お使いみち自由です。おまとめや事業資金にもご利用いただけます。	500万円以内 10年以内
カードローン	みらいきゃっする	電話やFAX、インターネット等で仮審査申込ができるカードローンです。	500万円以内 5年(自動更新可)
	みらいカードローン	お使いみち自由(事業資金を除く)のカードローンです。	100万円以内 3年(自動更新可)
その他	みらいシニアライフローン	リフォーム資金、自動車の購入資金、旅行資金等にご利用できます。	100万円以内 10年以内
	みらい環境ローン	環境に配慮した電気自動車・ハイブリッド車・低燃費かつ低排出ガス認定車等の購入にご利用できます。太陽光発電システム・エコキュート等、エコ関連設備の購入・設置・修繕資金等にご利用できます。	500万円以内 1,000万円以内
	職域サポートローン	「みらいしんきん職域サポート申込先事業所」に勤務する従業員様向けのローンです(事業資金除く)。	500万円以内 10年以内

●事業者向けローン

主なローンの種類	お使いみち	ご利用限度額	ご融資期間
クイックワイド保証(大分県信用保証協会保証付)	運転資金にご利用できます。	8,000万円以内	10年以内
クイック1250保証(大分県信用保証協会保証付)		1,250万円以内	10年以内
事業者カードローン(大分県信用保証協会保証付)		2,000万円以内	1年または2年
みらい事業者カードローン300(大分県信用保証協会保証付)	事業資金にご利用できます。	300万円以内	1年または2年
みらい新事業応援当座貸越(大分県信用保証協会保証付)		2,000万円以内	1年
クイックローン(大分県信用保証協会保証付)		2億8,000万円以内	1年または2年
チャレンジ企業応援融資	事業資金にご利用できます。	10,000万円以内	10年以内
みらい環境ローン	事業に必要な電気自動車・ハイブリッド車・低燃費かつ低排出ガス認定車等の購入や太陽光発電システム・エコキュート等、エコ関連設備の購入・設置費用等にご利用できます。	800万円以内	6年以内
みらい夏期・年末特別短期融資	季節的な仕入・賞与資金などにご利用できます。	3,000万円以内	1年以内

*他にも各種ローンをご用意しています。詳しくは最寄りの窓口までお気軽にご相談ください。

その他の金融商品・サービスのご案内

令和元年6月末現在

主な金融商品・サービスの種類	特 色
テレホンバンキングサービス	フリーダイヤルで、残高照会や振込などがご利用できます。
インターネットバンキングサービス	パソコンや携帯電話から残高照会や振込、税金の払込などがご利用できます。法人の方には、総合振込など大量の振込ができるサービスもご用意しております。
為替自動送金サービス	毎月定期的な振込先(駐車料金、家賃、学費など)を登録することで煩雑なお振り込み手続きを自動化します。
預金口座振替サービス	家賃、授業料、会費などを、お客さまに代わって口座振替により集金代行します。
しんさんテレホン・ファクシミリサービス	コンピュータが電話またはFAXでお客さまの口座への振込入金をご連絡します。また、残高照会などもご利用できます。
貸金庫	有価証券、預金証書、貴金属など、お客さまの大切な財産を安全にお預りします。
夜間金庫	お店の売上代金などを、窓口が終了した後も安全にお預りします。
しんさん電子マネーチャージサービス	楽天Edy株式会社のサービスであるEdyおよびEdyチャージをお客さまが利用することを目的に、信用金庫口座からのEdyチャージ(預金口座振替により引落し)ができるサービスです。
しんさんコンビニ収納サービス	事業を営むお客さまの販売代金を、全国のコンビニエンスストアを通して、取引先顧客から回収するサービスです。
みらいポイントカード	各種ご契約に応じて差し上げるポイントカードを集めていただくと、ポイント数に応じて景品と交換できるサービスです。
デビットカードサービス	お手持ちのキャッシュカードが、全国のJ-Debit加盟店でのお買い物やお食事代のお支払いにそのままご利用いただけるサービスです。
年金受取手続サービス	年金の受取手続や受取額の調査等を専門家を通じてお手伝いします。
公共債の窓口販売	個人向け国債等をお取り扱いしております。
生命保険の窓口販売	個人年金保険や一時払終身保険等をお取り扱いしております。
損害保険の窓口販売	住宅ローンご利用のお客さまへの長期火災保険や、企業の業務上の災害に備えるための損害保険をお取り扱いしております。
信託契約代理業務	相続信託、暦年信託、土地信託、年金信託、公益信託、特定贈与信託、特定金銭信託などをお取り扱いしております。(取扱店:本店営業部、大分支店、中津中央支店)
併営業務代理店業務	遺言信託、遺産整理業務をお取り扱いしております。(取扱店:本店営業部、大分支店、中津中央支店)
しんさん電子記録債権サービス(でんさいネットサービス)	でんさいネットは、全国の金融機関が加盟する新たな資金決済手段です。当金庫も参加金融機関として、でんさいネットサービスの提供を行っております。

主な手数料のご案内

令和元年6月末現在

●国内為替手数料

振込1件につき	内容	振込金額	当金庫同一店内宛		当金庫本支店内・ 県内信金宛	他行宛
			非会員	会員		
ATM利用(現金扱い)		5万円未満	108円	108円	216円	540円
		5万円以上	216円	216円	432円	756円
	ATM利用(当金庫カード)	5万円未満	108円	無料	108円	324円
		5万円以上	216円	無料	216円	432円
eバンキング利用(FB・HB・IB・モバイル・テレホン・法人IB)		5万円未満		無料	108円	324円
		5万円以上		無料	216円	432円
	窓口利用	5万円未満	324円	162円	324円	648円
		5万円以上	540円	324円	540円	864円
為替自動送金		5万円未満		無料	108円	324円
		5万円以上		無料	216円	432円
			新規契約手数料			1,080円
代金 取立	当所(大分交換所扱い)	216円	その他			
	他所(当所以外の交換所扱い)	普通扱 864円 至急扱 1,144円	不渡手形返却料 648円	取立手形組戻料 648円	取立手形店頭呈示料 648円	送金・振込の組戻料 648円

●その他手数料

小切手帳(1冊/50枚)	648円	両替機	1~49枚...無料/50~500枚...100円/ 501~1,000枚...200円/1,001~1,500枚...300円
約束手形・為替手形帳(1冊/50枚)	864円		窓口※4
自己宛小切手(1枚)	540円	金種指定支払 手数料※5	
各種取引履歴明細	540円		大量硬貨入金 手数料
残高照会書	当金庫所定(1通) 324円 英文・その他(1通) 1,080円		
利息証明書発行(1通)	540円		
不動産 担保設定 ※1	基本手数料 32,400円 変更・追加手数料 10,800円 抹消手数料 5,400円		
通帳・証書・キャッシュカード・ ローンカード・出資証券再発行	1,080円		
ファームバンキング基本手数料(月額)	3,240円		
ホームバンキング基本手数料(月額)	1,080円		
個人インターネットバンキング基本手数料(月額)	108円		
法人インターネットバンキング基本手数料(月額)	3,240円(1,080円※2)		
テレホンバンキング基本手数料	無料		
署名鑑登録手数料	5,400円		
変更手数料	無料		
夜間金庫利用料(月額)	3,240円		
貸金庫利用料(年額)	7,560円~25,920円		
融資条件変更事務手数料 ※3	5,400円		
ICキャッシュカード発行・再発行	1,080円		
個人ローン融資実行事務手数料	1,080円		

※1.不動産担保設定手数料については、新規申込金額と現在ご利用いただいている借入残高の合計額が300万円以下の場合手数料はいただきません。
 ※2.照会・個別資金移動サービスのみの場合です。
 ※3.保証会社保証付きローンを除く証書貸付の条件変更の際に、融資条件変更事務手数料をいただきます。
 ※4.汚損した現金の交換、記念硬貨の交換、同一金種の新札への交換は、手数料はいただきません。両替枚数は、お客さまがお引渡しになる紙幣・硬貨の合計枚数と両替後の紙幣・硬貨の合計枚数のいずれか多い枚数となります。
 ※5.現金による預金の払出の際に、金種指定をした場合、1万円札を除いた枚数に応じて手数料をいただきます。

●でんさいネット

令和元年6月末現在

記録等の種類	請求等する方法	
	パソコン	事務代行
発生記録	当金庫宛	324円
	他行宛	648円
譲渡記録	当金庫宛	324円
	他行宛	648円
分割(譲渡)記録	当金庫宛	324円
	他行宛	648円
開示請求	通常開示(オンライン)	0
	特例開示(書面)	-
	残高の開示(都度発行方式)	-
	残高の開示(定例発行方式)	-
単独保証記録		324円
		864円
変更記録	変更記録(オンライン)	324円
	変更記録(書面)	-
	支払等記録	324円

店舗・ATMネットワーク



広くて、便利。
大分県北エリアと
県央エリアをむすぶ
33の店舗網。

営業店

令和元年6月末現在

店番	店名	ATM稼働				取扱い業務			所在地	電話番号
		平日	土・日・祝	視覚障がい者対応	生体認証・IC対応	フラット35	外国為替取次	外貨両替		
2	本店営業部	●	●	●	生体	●	●	●	〒874-8639 別府市駅前本町1番31号	0977-25-7710
3	南支店	●	●	●	生体	●	●	●	〒874-0942 別府市千代町11番15号	0977-22-3311
4	野口出張所	●	●	●	IC	●	●	●	〒874-0933 別府市野口元町6番6号	0977-22-0151
5	鉄輪支店	●	●	●	生体	●	●	●	〒874-0045 別府市御幸2組	0977-66-1251
6	亀川支店	●	●	●	生体	●	●	●	〒874-0014 別府市亀川浜田町2番3号	0977-66-0161
7	山の手支店	●	●	●	生体	●	●	●	〒874-0902 別府市青山町1番1号	0977-22-0231
9	湯布院支店	●	●	●	生体	●	●	●	〒879-5102 由布市湯布院町川上3048番地の4	0977-84-2164
10	大分支店	●	●	●	生体	●	●	●	〒870-0021 大分市府内町1丁目2番8号	097-534-0131
11	上人支店	●	●	●	生体	●	●	●	〒874-0033 別府市上人南16組	0977-66-2261
12	南大分支店	●	●	●	IC	●	●	●	〒870-0887 大分市二又町3組3	097-544-1181
13	荘園支店	●	●	●	生体	●	●	●	〒874-0836 別府市東荘園3丁目1組	0977-24-7131
14	石垣支店	●	●	●	生体	●	●	●	〒874-0910 別府市石垣西7丁目1番1号	0977-25-0511
15	鶴見支店	●	●	●	IC	●	●	●	〒874-0848 別府市大畑1組2	0977-22-1131
19	扇山出張所	●	●	●	IC	●	●	●	〒874-0833 別府市鶴見5組2	0977-22-1135
20	東大分支店	●	●	●	IC	●	●	●	〒870-0919 大分市新栄町1番3号	097-556-6311
21	境川出張所	●	●	●	IC	●	●	●	〒874-0906 別府市天満町12番36号	0977-25-1881
	みらいローンプラザ別府(併設)								同上	0120-365-166
22	日出支店	●	●	●	生体	●	●	●	〒879-1506 速見郡日出町3189番地1	0977-72-1511
24	津留支店	●	●	●	IC	●	●	●	〒870-0938 大分市今津留3丁目4番25号	097-556-1151
26	府内中央支店	●	●	●	IC	●	●	●	〒870-0046 大分市荷揚町3番1号	097-532-9255
27	高城支店	●	●	●	生体	●	●	●	〒870-0157 大分市高城本町3番3号	097-558-1644
29	大在支店	●	●	●	生体	●	●	●	〒870-0268 大分市政所1丁目1番11号	097-592-2171
42	向原支店	●	●	●	生体	●	●	●	〒879-5506 由布市挾間町挾間572番地1	097-583-1311
43	中央市場出張所	●	●	●	IC	●	●	●	〒870-0018 大分市豊海4丁目1番1号	097-533-3222
45	滝尾支店	●	●	●	IC	●	●	●	〒870-0945 大分市大字津守383番地の6	097-568-6111
46	鶴崎森町支店	●	●	●	生体	●	●	●	〒870-0127 大分市大字森町499番地の1	097-522-1181
50	中津中央支店	●	●	●	生体	●	●	●	〒871-0058 中津市豊田町2丁目453番地の1	0979-23-1111
53	中津北支店	●	●	●	IC	●	●	●	〒871-0067 中津市仲間町935番地の1	0979-22-3681
54	大幡支店	●	●	●	生体	●	●	●	〒871-0151 中津市大字大幡法705番地の1	0979-32-4051
55	高田支店	●	●	●	生体	●	●	●	〒879-0627 豊後高田市新地1978番地の1	0978-22-3400
56	鶴居支店	●	●	●	生体	●	●	●	〒871-0025 中津市大字万田寺宇屋敷409番地の1	0979-22-1431
57	宇佐中央支店	●	●	●	生体	●	●	●	〒879-0453 宇佐市大字上田字前畑1013番地の1	0978-32-2123
58	如水支店	●	●	●	生体	●	●	●	〒871-0011 中津市大字下池永字新貝918番地の1	0979-25-1818
62	坂ノ市支店	●	●	●	生体	●	●	●	〒870-0307 大分市坂ノ市中央4丁目2番3号	097-592-3511

※視覚障がい者対応ATMとは、ATMに設置されているプッシュボタン付きの受話器(ハンドセット)から、音声で操作手順をご案内するATMです。
※ATM稼働欄の「生体」は生体認証およびICカード対応、ICはICカード対応ATMが設置されている店舗です。ステッカーが貼付されているATMでご利用いただけます。

■営業店所属長

 執行役員 別府営業統括 本店営業部長 阿南 善則	 南支店長 清田 拓章	 野口出張所長 榎野 加稚余	 鉄輪支店長 谷 誠	 亀川支店長 小林 正和	 山の手支店長 牧 成秀
 湯布院支店長 石川 睦	 大分支店長 石津 丈司	 上人支店長 酒井 嘉和	 南大分支店長 佐藤 隆一	 荘園支店長 井上 浩一	 石垣支店長 須田 真統
 鶴見支店長 末永 和人	 扇山出張所長 眞嶋 由美子	 東大分支店長 兼津留支店長 鳥羽 高広	 境川出張所長 徳丸 文彦	 日出支店長 田中 真明	 府内中央支店長 杉田 正雄
 高城支店長 植村 邦宜	 大在支店長 兼坂ノ市支店長 牧 裕樹	 向原支店長 赤澤 智視	 中央市場出張所長 安部 康昭	 滝尾支店長 石田 正美	 鶴崎森町支店長 小野 琢司
 執行役員 県北営業統括 中津中央支店長 小坂 吉徳	 中津北支店長 松岡 辰彦	 高田支店長 田代 英一郎	 鶴居支店長 兼大幡支店長 鹿子木 敏明	 宇佐中央支店長 阿南 亀義	 如水支店長 稲数 亮次
 ローンプラザ長 西田 妙子					

信金中央金庫について

●信金中央金庫の役割

信金中央金庫は全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として昭和25年に設立され、平成12年には優先出資を東京証券取引所に上場しています。

また、「信用金庫業界の中央金融機関としての役割」「個別金融機関としての役割」を併せ持つ金融機関として、会員信用金庫と一体となって業務を行っています。

●信金中央金庫の経営力強化制度

信用金庫業界では、個々の信用金庫の健全性を確保し、業界全体の信用力の維持・向上を図るため、平成13年4月に「信用金庫経営力強化制度」を創設しました。



信用金庫のセントラルバンク
信金中金

- 総資産……………39兆円
- 連結自己資本比率(国内基準)……………23.65%
- 不良債権比率(リスク管理債権/貸出金)………0.34%
- 外部格付……………AA

(格付機関JCR)

(上記計数は平成31年3月末現在)

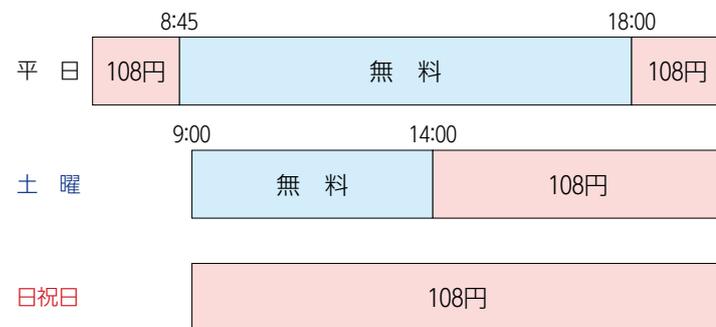
別府市	日出町	由布市
● IC えきマチ1丁目	● IC マルショク豊岡店	● IC 花の木通り
● IC ゆめタウン別府	● マルショク川崎店 ※	● 湯布院自衛隊 ※
● IC 浜脇出張所	大分市	● 湯布院病院 ※
● マルショク流川通り店 ※	● IC JR大分駅コンコース	● イオン挟間店 ※
● IC マルショクやまなみ店	● IC JR大分駅	宇佐市
● IC マルショク関の江店	● 大分県庁 ※	● IC トキハインダストリー宇佐四日市店
● IC 亀川中央町	● マルショク東大道店 ※	中津市
● 立命館アジア太平洋大学 ※	● IC 宗方出張所	● IC 中津市役所
● 別府医療センター ※	● トキハわさだタウン ※	● IC ゆめタウン中津
● IC トキハインダストリー鶴見園店	● IC 春日出張所	● イオン三光ショッピングセンター ※
● IC 春木出張所	● IC 大分市役所	● IC 川嵐整形外科病院
● 別府大学 ※	● マルショク判田店 ※	● IC 今津出張所
● IC 別府市役所	● IC せぎしん出張所	吉富町
● IC 富士見出張所		● IC 吉富出張所
● IC マルショク餅ヶ浜店		

※のコーナーは、個人出資会員の時間外手数料無料の対象外となりますのでご注意ください。
 ※のコーナーでの当金庫カードによる平日時間外・土日の入金は、有料となりますのでご注意ください。

● 土・日・祝日稼働 ● 平日のみ稼働 ● ICカード対応ATM

ATM利用のご案内

●時間外手数料一覧



- 当金庫カード(通帳)での入金はいつでも無料です。
- 他金融機関・ゆうちょ銀行カードは、平日8:00~21:00・土日祝日9:00~20:00の利用となり、「左記手数料+108円」となります。
※ご利用明細票に表示される手数料が、実際にご負担いただく手数料と異なる場合がございます。詳しくは、お取引金融機関にお問合せください。
- 当金庫出資会員はATM時間外手数料は無料です。
 (法人キャッシュカードは対象外となります)
- ①キャッシュコーナーにより稼働時間が異なります。
- ②当金庫カードを他金融機関のキャッシュコーナーでご利用の場合は、金融機関や時間帯によって手数料が異なります。
- ③お振込には振込手数料が必要です。

当金庫のキャッシュカードは、セブン銀行ATM・イオン銀行ATMでもご利用いただけます



- | | |
|----------|---|
| ご利用できる時間 | <ul style="list-style-type: none"> ●月曜~金曜 0:00~24:00 ●土曜 0:00~22:00 ●日曜 8:00~24:00 ●祝日 0:00~24:00 |
|----------|---|
- 土・日曜が祝日と重なった場合は、土・日曜のご利用時間となります。
 - 上記時間帯は最長利用可能時間帯です。ATMごとに営業時間が異なります。
 - ご利用可能なお取引
 キャッシュカードによるお引出し・お預入れ・残高照会
※法人キャッシュカードはご利用できません。 ※通帳のご利用はできません。
 - お引出し・お預入れ手数料
 一律108円(消費税込み)
※残高照会は手数料無料です。 ※出資会員のみなさまも手数料が必要です。





- ご利用可能なお取引
 キャッシュカードによるお引出し・お預入れ・お振込み・残高照会
※法人キャッシュカードはご利用できません。 ※通帳のご利用はできません。
 - ご利用時間および手数料
- | | | | | | |
|--------------|-----|------|-------|-------|---------|
| お引出し
お預入れ | ●平日 | 8:00 | 8:45 | 18:00 | 21:00 |
| | | 216円 | 108円 | 216円 | |
| | ●土曜 | | 9:00 | 14:00 | 17:00 |
| | | | 108円 | 216円 | |
| ●日曜・祝日 | | 9:00 | 17:00 | | |
| | | 216円 | | | (消費税含む) |
- ※上記時間帯は最長利用可能時間帯です。ATMごとに営業時間が異なります。
 ※残高照会は手数料無料です。
 ※お振込みの際は、別途イオン銀行が定める振込手数料がかかります。
 ※カードローン・総合口座貸越の貸付額・返済額が1万円以下の場合、ご利用手数料は108円となります。利用明細票に表示される手数料と実際にご負担いただいた手数料が相違する場合がございますが、通帳には実際にご負担いただいた手数料が正しく表示されますのでご了承ください。

商品紹介



「しんきんかん!定期預金2019」を取扱中です。



ローンのおまとめや、事業資金にもご利用可能な「みらいおさいふローン」を取扱中です。



パート・アルバイト・専業主婦の方もご利用いただけるカードローン「みらいきゃつする」を取扱中です。

トピックス

●「みらっこキャッシュカード」取り扱い開始

平成30年10月より、イメージキャラクターとして人気を集める「みらっこ」がデザインされたキャッシュカードの取り扱いを開始しました。

ゴールドを基調とし、磁気が見えない隠蔽カードを採用しています。

みらっこ通帳(普通預金・総合口座)専用のカードとなっており、既に同通帳をお持ちの方は既存カードから無料で変更することも可能です。



▲みらっこキャッシュカード

●キャッシュレス化支援(株式会社Origamiとの提携)

キャッシュレス時代の到来に対応するため、お取引先への新たな決済手段(QRコード決済)の提供を目的に、株式会社Origamiと業務提携を行いました。

QRコードを利用したスマホ決済サービスを活用した「Origami Pay(オリガミペイ)」「ALIPAY(アリペイ)」の利用店拡大を推進しています。

急増するインバウンド客の対応にも役立ち、導入にともなう様々なメリットを地域の小売店さまに呼びかけています。



▲スマホ決済サービスを活用した「Origami Pay」

●本店駅前通り沿いのウィンドーに観光マップを設置

増加する国内外からの観光客へのおもてなし策の一環として、当金庫と包括連携協定を結ぶ別府市の協力のもと、本店営業部が面する駅前通り沿いのウィンドーに5か国語対応の観光マップを設置しました。

また、このマップ設置に併せて、本店営業部入口にも各種観光案内パンフレットをご用意しました。

観光客の皆さまにご自由にお持ち帰りいただけます。

ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピック開催等を控え、県内有数の観光地である別府の観光情報の発信に寄与することを願っています。



▲ウィンドーに設置された観光マップ



▲観光案内パンフレットもご用意

総代会について

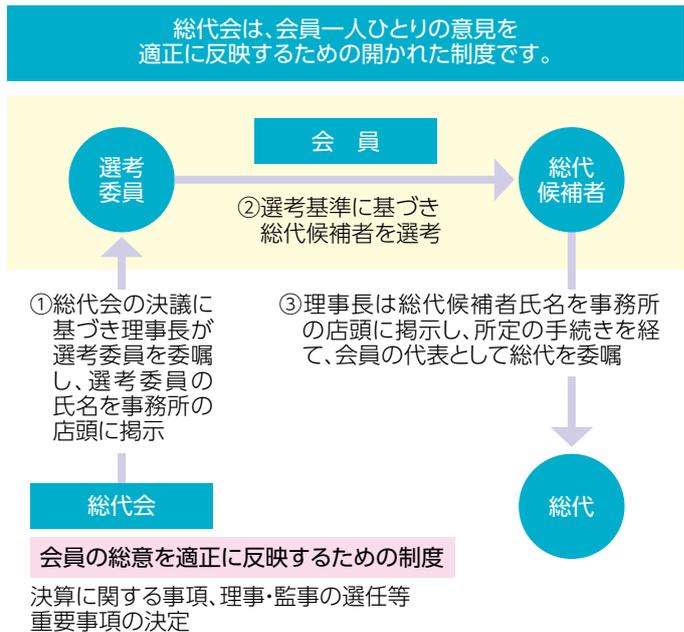
総代会制度の仕組み

信用金庫は会員同士の相互扶助の精神に支えられた協同組織の金融機関です。銀行などの株式会社は、本来、株主が資本を投下して利益を得るためにつくられた営利機関であるため、株主になるのは配当などの利益を得ることが目的です。これに対し、協同組織の信用金庫は会員の便益を目的としており、必要最低限な適正利益は確保しなければなりません、基本的には営利を目的としない金融機関です。

その運営は最高決議機関である「会員の総会または総代会」の意思決定に基づいて行われ、議決権は1人1票制をとっているため、会員の地位の平等性が尊重されています。

当金庫は4万人を超える多数の会員に支えられているため、総会にかえて、会員の中から選ばれた総代のみなさまで構成される総代会を最高意思決定機関としています。また、総代以外の会員のみなさまのご意見も、会員大会でのアンケートや役職員によるヒアリングなどを通じて経営に反映しています。

なお、総代会では、決算による剰余金処分案の決定、定款に関する事項、理事・監事の選任等の重要事項を決議しています。



総代の選考方法

● 総代定数と任期

定款により、総代の定数は130人以上170人以内、任期は3年となっています。また、地区を8区の選任区域に分け、会員数に応じて選任区域ごとに定めています。

● 総代の選考は次によります。

- ① 総代会の議決により選任区域ごとに会員のうちから委嘱された選考委員が、その選任区域の総代定数に相当する総代候補者を選考し、その氏名を理事長に報告します。
- ② 理事長は、総代候補者の氏名をその選任区域の会員に通知し、その通知した日から2週間以内に異議の申し出がなかった場合や異議の申し出をした会員が当該選任区域の会員数の3分の1に達しない場合は、会員からの信任を得たものとし、その総代候補者を総代に委嘱します。

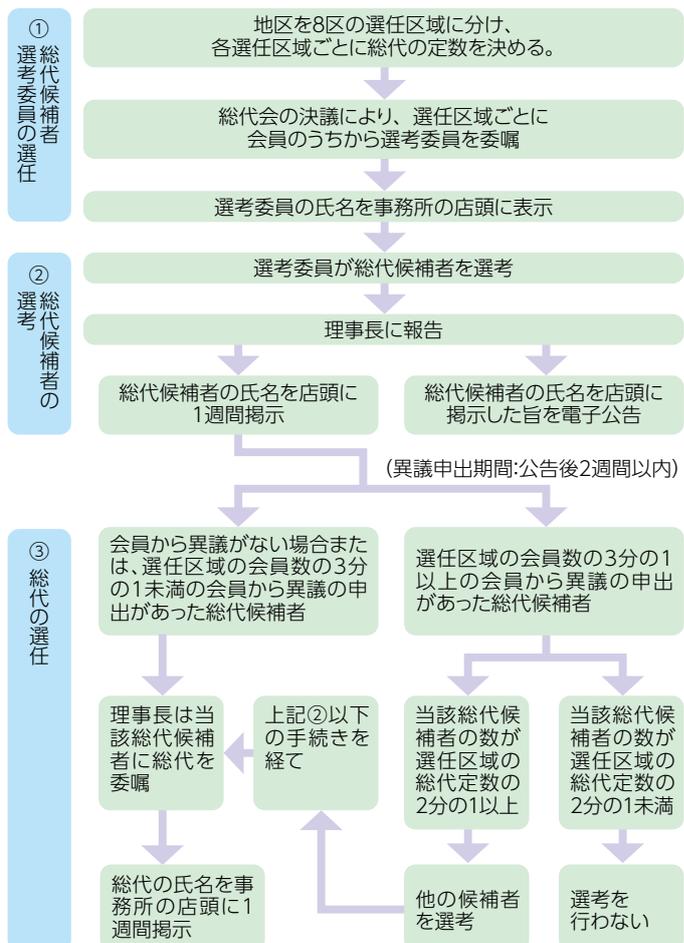
総代候補者の選考基準

- ① 資格要件は当金庫の会員であること。
- ② 適格要件は次のとおりです。

地域において信望が厚く、行動力があり、
総代として相応しい方

総代として相応しい人格・識見に秀れ、
当金庫の発展に寄与できる方

金庫の理念・使命をよく理解し、
金庫との緊密な取引関係を有する方



第98期通常総代会決議事項

令和元年6月26日、別府ビーコンプラザ「国際会議室」(別府市山の手町12番1号)に於いて、第98期通常総代会を開催し、次のとおり報告並びに決議されました。

報告事項 第98期業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
 - 第2号議案 信用金庫法第17条第3項に係る法定脱退の件
 - 第3号議案 定款一部変更の件
 - 第4号議案 会計監査人選任の件
 - 第5号議案 理事選任の件
 - 第6号議案 監事の任期満了に伴う選任の件
 - 第7号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

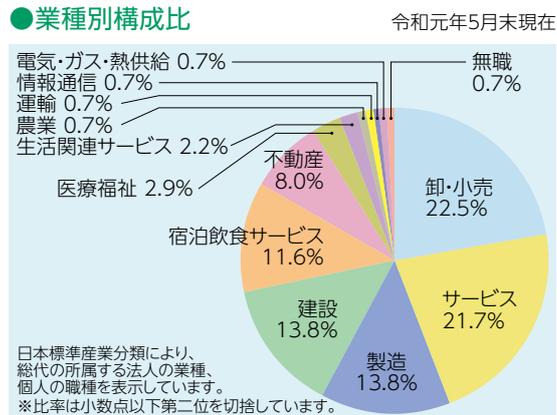
以上、いずれも原案どおり可決されました。



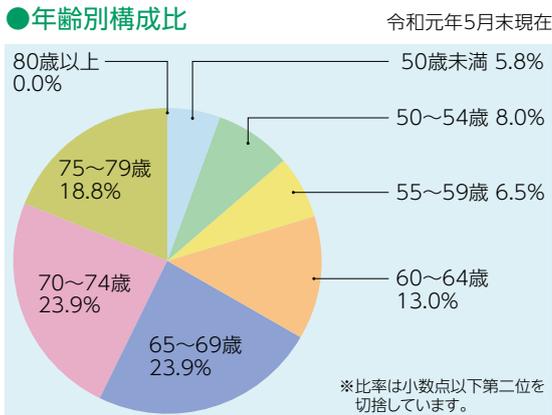
▲総代会の様子(令和元年6月26日)

総代の属性別構成比

●業種別構成比



●年齢別構成比



●職業別構成比

令和元年5月末現在

職業	構成比
法人役員	90.6%
個人事業者	8.0%
個人	1.4%

総代のご紹介

総代(任期 平成31年4月15日から令和4年4月14日まで) ※敬称は略させていただきます。

店舗	氏名	店舗	氏名	店舗	氏名	店舗	氏名	店舗	氏名
南	川島 賢一 ②	石垣・境川出張所	衛藤富喜雄 ⑥	鶴見・扇山出張所	安部 賢一 ⑦	大分	児玉 憲明 ③	坂ノ市	荻本 浩一 ④
	神 日出男 ⑧		大倉 一泰 ②		神徳 博宗 ⑤		指原 清之 ⑤		姫野總一郎 ⑤
	後藤 明文 ⑤		岡崎 徹 ⑩		小林 徳弘 ③		佐藤 俊孝 ②		中 秀正 ⑤
	後藤 憲志 ⑥		小野 哲夫 ③		田中 俊一 ③		長野 壽之 ④		二反田新一 ①
	佐藤 秀男 ④		梶原 哲雄 ⑨		西 謙二 ⑦		原田 和明 ⑥		畑辺 元宏 ⑥
	高橋 正明 ②		河村 眞實 ⑨		日高 清志 ①		姫野 千里 ⑧		広畑 正光 ①
	友永 亨 ②		木村 裕次 ⑤		上野 公則 ①		丸田 修 ①		幣旗 勝行 ④
	永富 雅信 ④		鈴木 道憲 ⑤		河野 房雄 ①		加藤 公利 ⑧		三好 順一 ④
	大野 能且 ①		中野 大 ⑧		鈴木 明久 ⑩		黄 梅雄 ②		若山 広利 ⑥
	小野平八郎 ②		荘園		岩男裕二郎 ⑦		敷嶋 博和 ③		中津中央
小俣 勝廣 ④	阿部盛一郎 ⑦	堤 勲四郎 ⑦		大倉莊三郎 ⑥					
中島 一志 ②	安部 宗武 ⑩	橋本 康弘 ②		梶原 清二 ⑥					
吉武 淑子 ⑥	石坂 太郎 ②	宮本 隆之 ⑤		池中 征司 ⑥					
山の手	鉄輪	岩瀬 智昭 ①		大石 章広 ①	大幡	狩生 孝治 ⑥			
		上月敬一郎 ③		成良 宏典 ③		渡辺 賢一 ⑥			
		河野 純一 ②		八坂 秀史 ②		鶴居	栗野 剛喜 ②		
		千壽 智明 ①		土屋 一彦 ⑤			坪根 誠 ②		
		長野 勝行 ①		平尾 隆一 ⑤			増矢 大介 ①		
		本店・野口出張所		亀川			安東 信男 ⑤	川野 正春 ⑤	
			櫻井 博之 ④				木戸 利夫 ②	末松 竹信 ⑥	
			杉本 邦弘 ⑩				小手川秀則 ①	山崎 弘彦 ⑥	
			高橋 護 ③				西森 幸一 ⑧	渡邊 誠二 ⑥	
			堀下 正夫 ⑥				藤澤 常夫 ⑤	高田	原田 英一 ③
笠木 治男 ④	山内 清 ②		高橋 宜宏 ⑥						
神田 剛 ⑧	小野 秀幸 ⑩		原田 敬史 ①						
中島 正一 ③	田中 弘史 ③		藤林 鋭司 ②						
上人	向原		安東 正二 ②		溝辺 茂記 ①	宇佐中央	三木 幸雄 ⑥		
			森 正行 ④		倉員 誠二 ⑧		宮地 弘彦 ⑥		
		矢野 雅則 ⑨	森鶴崎 鈴木 健一 ②						
		安藤 隆興 ⑥							
		佐藤 成己 ④							
		川崎 徳則 ②							
		佐藤 孝 ④							
		滝尾							
		大分							
		大分							

※氏名の後の数字は重任回数です。なお、平成4年旧別府信用金庫と旧府内信用金庫合併後の重任回数で表示しています。(令和元年5月末現在)以上138名

役員・組織図

(令和元年6月26日現在)

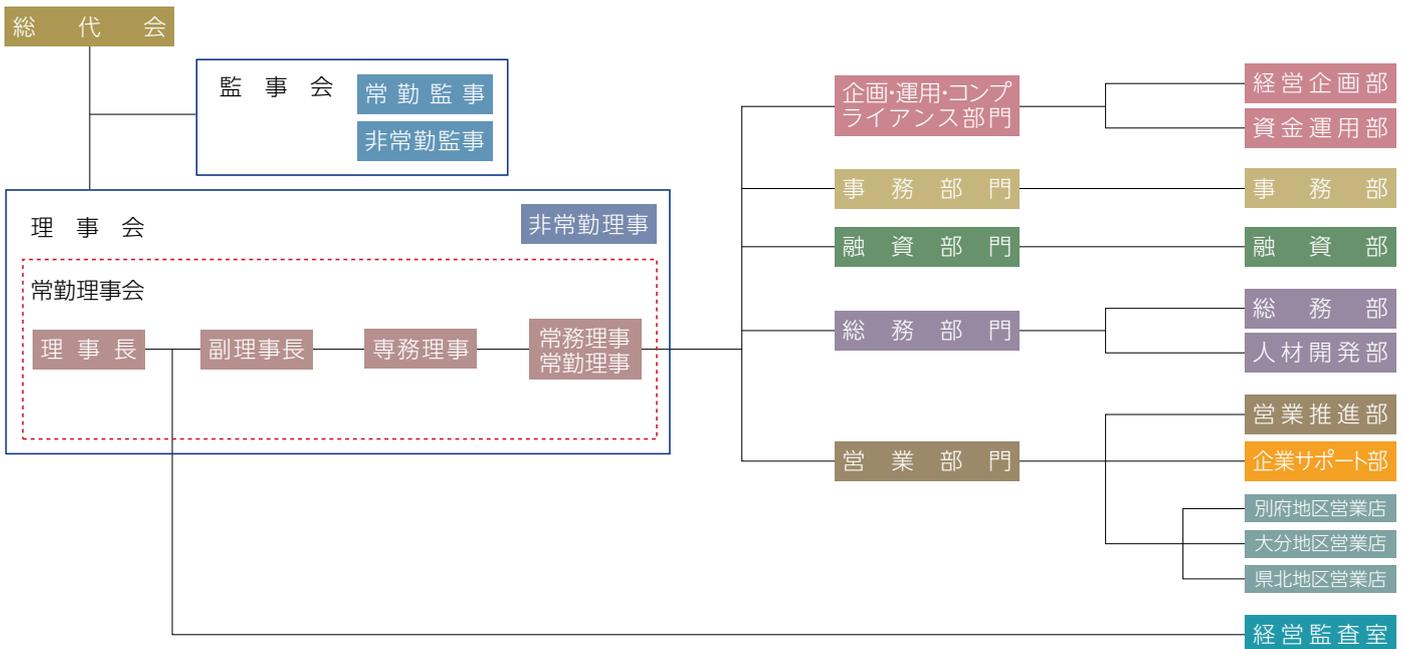
役員

常勤役員	 代表理事 理事長 森田 展弘	 代表理事 副理事長 時枝喜久生	 代表理事 専務理事 山本 眞郎	 常務理事 三浦 孝一
	 常務理事 嵩地 秀雄	 常勤理事 藤野 幸宏	 常勤理事 岩尾 利弘	 常勤理事 古田 哲一
非常勤役員	理事 相談役 関 啓二	理事 徳田 靖之 ^{※1}	理事 立花 旦子 ^{※1}	理事 高橋 欽哉 ^{※1}
	理事 樽谷 壽生 ^{※1}	理事 植山 茂宏 ^{※1}	監事 波多野郁子	監事 久保 利彦
				員外監事 池部 光 ^{※2}

※1：理事 徳田靖之、立花旦子、高橋欽哉、樽谷壽生、植山茂宏は信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合せ」に基づく職員外理事です。

※2：監事 池部 光は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

組織図



会計監査人の氏名又は名称

貞閑・大石公認会計士共同事務所 公認会計士 大石 聡 氏 (令和元年6月末現在)

資料編

INDEX

●当金庫の概要	28
●主要な事業の内容	28
●事業の概況・事業の展望と対処すべき課題	29
●財務諸表	30～33
●経営指標	34
●預金に関する指標	35
●貸出金等に関する指標	35
●有価証券等に関する指標	36
●連結決算の状況	37～41
●バーゼルⅢ 第3の柱による開示	
定性的な開示事項(単体・連結ベース)	42～44
〈単体における開示〉	
自己資本の構成に関する開示事項	45
定量的な開示事項	46～49
〈連結における開示〉	
自己資本の構成に関する開示事項	50
定量的な開示事項	51～54
●平成30年度開示項目一覧	55～56

当金庫の概要



- 名称 大分みらい信用金庫
- 本店所在地 大分県別府市駅前本町1番31号
〒874-8639 TEL 0977-22-1181
- 創立年月日 大正11年4月12日
- 出資金 14億64百万円
- 会員数 42,161人
- 店舗数 33店舗
- 役員数 397人
- 預金積金 3,882億円
- 貸出金 1,961億円
- 営業地区 別府市・大分市・日田市・臼杵市・津久見市・
竹田市・杵築市・中津市・宇佐市・豊後高田市・
豊後大野市・由布市・国東市・東国東郡・
速見郡・玖珠郡(以上 大分県)
豊前市・築上郡(以上 福岡県)

(平成31年3月31日現在)

主要な事業の内容

1.預金業務	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、譲渡性預金等を取り扱っております。
2.貸出業務	
(1) 貸付	手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱っております。
(2) 手形の割引	銀行引受手形、商業手形および荷付為替手形の割引を取り扱っております。
3.有価証券投資業務	預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
4.内国為替業務	送金為替、当座振込および代金取立等を取り扱っております。
5.附随業務	
(1) 代理業務	① 日本銀行歳入代理店および国債代理店業務 ② 地方公共団体の公金取扱業務 ③ 株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務 ④ 信金中央金庫、日本政策金融公庫等の代理貸付業務
(2) 保護預りおよび貸金庫業務	
(3) 有価証券の貸付	
(4) 債務の保証	
(5) 公共債の引受	
(6) 国債等公共債および証券投資信託の窓口販売	
(7) 保険業法第275条第1項による保険募集の業務	
(8) 確定拠出年金法第88号による業務	
(9) 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎまたは代理	
(10) 電子債権記録業に係る業務	

事業の概況

平成30年度は、「地域の皆さまから笑顔をいただける信用金庫を目指す」をスローガンとして、「第3次『絆の強化』3ヵ年計画」の重点施策である「磐石な経営態勢の構築」、「顧客満足を高める営業態勢の構築」、「生産性・効率性向上による経営体質の強化」、「環境の変化に対応した戦略的人事の推進」に取り組んでまいりました。

「磐石な経営態勢の構築」では、各種勉強会の実施や反社会的勢力との取引解消、マネーロンダリング・テロ資金供与リスクの管理態勢整備に向けたリスク評価、ギャップ分析の実施など、コンプライアンス態勢の強化、経営管理態勢の強化、顧客保護態勢の強化に取り組みました。

「顧客満足を高める営業態勢の構築」では、課題解決・本業支援活動の強化を図るため、新営業支援システムを導入したほか、「しんきんCan!シート」を活用した取引先との対話の強化、職域サポート契約先に対する説明会の実施、各種提携先との連携によるビジネスマッチング支援などに取り組みました。また、事業承継にかかるアンケートの実施、職員向け研修の実施など事業承継支援態勢の強化に努めました。さらに、キャッシュレス社会に対応するため、株式会社Origamiと業務提携し、同社の提供する「Origami Pay」の普及を推進し、お取引先の新たな決済手段の確保を通じた売上増強や決済事務の効率化を支援しました。

「生産性・効率性向上による経営体質の強化」では、遊休不動産の売却を進めたほか、外部専門家によるコンサルティングを活用し、「第2次経費削減プロジェクト」を推進するなど物件費の削減に取り組みました。

「環境の変化に対応した戦略的人事の推進」では、役員による勉強会や外部講師による「支店長マネジメント講座」の開催、外部機関への職員派遣（業務出向）等人材育成に努めたほか、働き方改革への取り組みの一環として、時間外勤務の削減、有給休暇取得率の向上、職員の健康・子育て支援、高齢職員の処遇改善など各種ワークライフバランス施策を推進しました。

事業の展望と対処すべき課題

令和元年度は、「第3次『絆の強化』3ヵ年計画」の最終年度として、引き続き「磐石な経営態勢の構築」、「顧客満足を高める営業態勢の構築」、「生産性・効率性向上による経営体質の強化」、「環境の変化に対応した戦略的人事の推進」に取り組んでまいります。また、営業面では、お客さまサポート活動の強化、キャッシュレス化支援等に取り組んでまいります。

財務諸表

●貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	2017年度	2018年度
(資産の部)		
現金	3,966	4,292
預け金	84,504	89,721
買入手形	—	—
コールローン	—	—
買入金銭債権	150	190
金銭の信託	192	187
有価証券	125,930	125,867
国債	17,934	15,453
地方債	27,884	32,295
短期社債	—	—
社債	60,448	56,869
株式	365	567
その他の証券	19,296	20,680
貸出金	193,640	196,111
割引手形	1,755	1,633
手形貸付	12,115	12,336
証書貸付	171,840	171,876
当座貸越	7,928	10,264
その他資産	2,467	2,465
未決済為替貸	61	94
信金中金出資金	1,735	1,735
前払費用	19	22
未収収益	437	436
その他の資産	213	177
有形固定資産	4,991	4,809
建物	1,614	1,559
土地	2,872	2,830
リース資産	120	65
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	383	353
無形固定資産	119	118
ソフトウェア	87	86
のれん	—	—
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	31	31
前払年金費用	—	—
繰延税金資産	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	7,629	7,529
貸倒引当金	△ 5,011	△ 4,851
(うち個別貸倒引当金)	(△4,154)	(△4,084)
投資損失引当金	—	—
資産の部合計	418,580	426,442

(単位:百万円)

科 目	2017年度	2018年度
(負債の部)		
預金積金	381,360	388,293
当座預金	3,401	3,950
普通預金	151,979	157,423
貯蓄預金	2,070	1,995
通知預金	703	525
定期預金	208,157	209,416
定期積金	10,302	10,157
その他の預金	4,744	4,824
譲渡性預金	—	—
借入金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
その他負債	1,210	1,138
未決済為替借	102	147
未払費用	403	382
給付補填備金	4	3
未払法人税等	37	32
前受収益	86	89
払戻未済金	6	6
職員預り金	236	219
リース債務	123	66
資産除去債務	62	67
その他の負債	146	122
賞与引当金	252	250
役員賞与引当金	18	18
退職給付引当金	58	18
役員退職慰労引当金	120	105
睡眠預金払戻損失引当金	77	81
偶発損失引当金	15	14
繰延税金負債	106	310
再評価に係る繰延税金負債	218	218
債務保証	7,629	7,529
負債の部合計	391,066	397,979
(純資産の部)		
出資金	1,445	1,464
普通出資金	1,445	1,464
優先出資金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	24,580	25,021
利益準備金	1,425	1,445
その他利益剰余金	23,154	23,576
特別積立金	22,200	22,700
当期末処分剰余金	954	876
処分未済持分	△ 0	△ 0
会員勘定合計	26,025	26,485
その他有価証券評価差額金	1,003	1,484
土地再評価差額金	484	491
評価・換算差額等合計	1,487	1,976
純資産の部合計	27,513	28,462
負債及び純資産の部合計	418,580	426,442

●損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2017年度	2018年度
経常収益	6,481	6,026
資金運用収益	5,525	5,156
貸出金利息	4,029	3,941
預け金利息	193	170
コールローン利息	—	—
有価証券利息配当金	1,259	999
その他の受入利息	43	44
役員取引等収益	553	563
その他業務収益	248	154
その他経常収益	153	151
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	18	29
株式等売却益	32	5
金銭の信託運用益	5	—
その他の経常収益	96	116
経常費用	5,866	5,426
資金調達費用	163	141
預金利息	158	137
給付補填備金繰入額	3	2
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	1	1
役員取引等費用	453	457
その他業務費用	110	152
経費	4,446	4,394
人件費	2,799	2,737
物件費	1,559	1,577
税金	88	79
その他経常費用	692	280
貸倒引当金繰入額	526	66
貸出金償却	14	30
株式等売却損	12	1
株式等償却	0	—
金銭の信託運用損	—	5
その他資産償却	0	0
その他の経常費用	139	175
経常利益	614	600
特別利益	0	1
固定資産処分益	0	1
その他の特別利益	—	—
特別損失	5	27
固定資産処分損	5	9
減損損失	—	18
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	609	573
法人税、住民税及び事業税	84	76
法人税等調整額	△39	20
法人税等合計	45	96
当期純利益	564	477
繰越金(当期首残高)	390	406
土地再評価差額金取崩額	—	△7
当期末処分剰余金	954	876

●剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	2017年度	2018年度
当期末処分剰余金	954,876,125	876,042,245
積立金取崩額	—	—
(うち経営安定化積立金)	—	—
利益準備金取崩	—	—
剰余金処分量	548,188,638	548,549,929
利益準備金	19,605,150	19,559,850
普通出資に対する配当金	28,583,488	28,990,079
特別積立金	500,000,000	500,000,000
(うち経営安定化積立金)	—	—
繰越金(当期末残高)	406,687,487	327,492,316

(注)2017年度、2018年度の配当率は、年2.00%です。

●会計監査人の監査について

信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、会計監査人である公認会計士 貞閑 孝也 殿、公認会計士 川野 嘉久 殿の監査を受けております。

平成30年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和元年6月26日

大分みらい信用金庫

理事長

森 田 展 弘

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づいて時価(売却原価を主として移動平均法により算定)した時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 12年～50年
その他 3年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定期法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
なお、有価証券外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上「残価保証」の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場に基づいて円換算額を付しております。
貸倒引当金は、予め定められている貸倒引当基準率(率)の次により計上しております。
破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のとおり記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後、一定期間における予想損失額を見積り、予想損失額に相当する額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部が第1次、本部融資部門が第2次の査定を実施し、営業担当部署から独立した本部監督部門が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。その金額は768百万円です。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の返還額に基づき必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により控除した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に相当する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度(全国信用金庫厚生年金基金)全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の拠出割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成30年3月31日現在)
年金資産の額 1,669,710百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,806,457百万円
差引額 △136,747百万円
(2) 制度全体に占める当金庫の拠出割合(平成30年3月31日現在)
0.3378%
(3) 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高197,854百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年0カ月月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金65百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることによって算出されるため、上記(2)の割合は、当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生し認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 169百万円
- 子会社等の株式又は出資金の総額 100百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額 87百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 4,473百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 527百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は665百万円、延滞債権額は8,307百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行なった部分を除く、以下「未収利息計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息を計上し貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は24百万円です。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は1,523百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の免除、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は10,520百万円です。
なお、22.から25.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ローン・パーティー・ペーパー・ローン・パーティー・ペーパーの会計処理及び表示(平成26年11月28日)に基づいて、参加者として売却したものととして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は174百万円です。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告書第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,633百万円です。
- 担保に供している資産は次のとおりです。
担保に供している資産 為替決済、日銀繰入代理店取引等の取引の担保として、有価証券1,000百万円及び預け金(定期預金)4,591百万円を差し入れております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法第3条第3項に定める再評価の方法(土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額)に基づいて、(興行価格補正・時点修正・近隣売買事例による修正等)合理的な調整を行って算出しております。
同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △2,051百万円

- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私券(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は580百万円です。
- 出資1口当たりの純資産額 971円72銭
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替の変動リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理
当金庫は、「信用リスク管理基本方針」「信用リスク管理規程」および「貸出事務取扱規程」等の信用リスクに関する管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われております。
信用リスク管理状況については、当金庫の与信状況および大口与信先等の事業内容について信用リスク管理プロセス部会でモニタリングと情報共有を行っております。また信用リスク管理の高度化や、信用リスクの計量化などは、総合リスク管理委員会やALM委員会と協議検討を行うとともに、結果について必要に応じて総合リスク管理会議・ALM会議(常勤理事会)や理事会に報告・付議する態様をとっております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM会議(常勤理事会)において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には資金運用部において金融資産及び金融負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会、ALM会議(常勤理事会)等に報告しております。
 - 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理し、継続的に評価・モニタリングを行っております。
 - 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理基本方針に基づき、常勤理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従って行われております。
このうち、資金運用部は、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は資金運用部を通じ、ALM委員会、ALM会議(常勤理事会)等において定期的に報告されております。
 - 市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」「有価証券」のうち債券、「投資信託」の一部、「貸出金」及び「預金積金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、金利が1%(100BP:100ベースポイント)上昇した際の経済価値の変動額を市場リスクとし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的指標に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの経済価値変動額を算出し、合算して求めております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1%上昇したものと想定した場合の経済価値は、6,749百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
また、金利の合理的な予想変動額を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づき時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定に際しては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることとなります。
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

33. 金融商品の時価等に関する事項
平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次に示すのとおり(注2)参照)。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	89,721	89,906	184
(2) 有価証券	—	—	—
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	11,257	11,418	161
その他有価証券	114,489	114,489	—
(3) 貸出金(*1)	196,111	—	—
貸倒引当金(*2)	△4,851	—	—
	191,259	191,035	△224
金融資産計	406,729	406,850	121
(1) 預金積金(*1)	388,293	388,537	243
金融負債計	388,293	388,537	243

(*1) 貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

- 金融資産
- 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れを行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
 - 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については34.から38.に記載しております。
 - 貸出金
貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
 - 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)以下「貸出金計上額」というの合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額
 - ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
 - ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元金合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる場合に想定される適用金利を用いております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	10
関連法人等株式(*1)	—
非上場株式(*1)	83
組合出資金(*2)	26
合 計	119

(*1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	64,541	1,280	—	12,900
有価証券	10,922	44,094	38,638	27,588
満期保有目的の債券	1,262	7,099	2,195	700
その他有価証券のうち 満期があるもの	9,659	36,994	36,443	26,888
貸出金(*)	40,587	63,115	43,236	37,888
合 計	116,051	108,489	81,874	78,376

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含まれておりません。

(注4)有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	324,461	63,746	21	63
合 計	324,461	63,746	21	63

(*) 預金積金のうち、要求払預金は1年以内に含めております。

34. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、38.まで同様であります。

売買目的有価証券	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)			
売買目的有価証券	—			
満期保有目的の債券				
	種 類	貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	1,000	1,007	7
	短期社債	—	—	—
	社債	8,176	8,310	134
	その他	1,099	1,138	38
	小 計	10,275	10,456	181
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	580	580	—
	その他	401	382	△19
	小 計	981	962	△19
合 計		11,257	11,418	161

その他有価証券

	種 類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	145	98	47
	債券	92,768	90,652	2,115
	国債	15,453	14,772	680
	地方債	31,098	30,404	693
	短期社債	—	—	—
	社債	46,216	45,475	741
その他	8,854	8,308	546	
小 計	101,768	99,059	2,709	
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	328	343	△14
	債券	2,094	2,106	△12
	国債	—	—	—
	地方債	197	200	△2
	短期社債	—	—	—
	社債	1,896	1,906	△10
その他	10,298	10,924	△626	
小 計	12,721	13,375	△654	
合 計		114,489	112,435	2,054

35. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

36. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	3	0	0
債券	8,669	129	16
国債	4,166	72	16
地方債	1,532	36	—
短期社債	—	—	—
社債	2,970	20	—
その他	1,934	93	131
合 計	10,607	223	147

37. 保有目的を変更した有価証券

当事業年度中に、保有目的を変更した有価証券はありません。

38. 減損処理を行った有価証券

減損目的の有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復の見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするまでに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当事業年度中にその他有価証券で時価のあるものうち、減損処理を行った有価証券はありません。

39. 運用目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	187	0

40. 賃貸等不動産の状況に関する事項

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

41. 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

42. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、22,322百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが7,195百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当座庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

43. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生を主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	繰延税金負債
貸倒引当金損金算入限度額超過額	1,374百万円
固定資産の減損	255
賞与引当金	74
減価償却限度超過額	42
役員退職慰労引当金	29
睡眠預金払戻損失引当金	22
その他	268
繰延税金資産小計	2,067
評価性引当額	△1,620
繰延税金資産合計	446
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	749
その他	7
繰延税金負債合計	757
繰延税金負債の純額	310百万円

損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 6,254千円
子会社との取引による費用総額 56,165千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 16円37銭
- その他の役員費用には信用保証料 356,528千円を含んでおります。
- その他の経常費用には時効預金支払 114,263千円を含んでおります。
- 当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	減損損失(千円)
大分県大分市	営業用店舗	土地	9,004
		建物	3,153
		リース資産	—
		その他の有形固定資産	40
大分県豊後高田市	営業用店舗	土地	5,373
		建物	190
		リース資産	492
		その他の有形固定資産	140
合 計			18,395

資産のグルーピングは、事業用資産については母店制に基づく営業店(出張所を含む)単位で、遊休資産については、個別物件単位で行っております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている営業店や土地の時価の下落が著しい営業店及び遊休資産を対象とし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額が使用価値の場合は将来キャッシュ・フローを2.0%の割引率で割り引いて計算しております。回収可能価額が正味売却価額の場合には、不動産鑑定評価に基づいて算定しております。

報酬体系について

- 対象役員
当座庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として選任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等、各理事の賞与額につきましては前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当座庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議をもって決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎月引当金を計上し、選任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当座庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払に関して、規程で定めております。

(2) 平成30年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬額	145

(注)1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です(期中に選任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」109百万円、「賞与」116百万円、「退職慰労金」119百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他
【信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件】(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当座庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当座庫の非常勤役員、当座庫の職員、当座庫の主要な連結子法人等の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当座庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、平成30年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)1. 対象職員等には、期中に選任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当座庫の連結子法人等のうち、当座庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、平成30年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、平成30年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 平成30年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

経営指標

●最近5年間の主要な経営指標の推移

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益 (千円)	6,985,431	6,666,051	6,443,195	6,481,190	6,026,428
経常利益 (千円)	1,222,490	929,325	576,685	614,566	600,388
当期純利益 (千円)	814,206	672,476	456,307	564,215	477,163
出資総額 (百万円)	1,405	1,413	1,425	1,445	1,464
出資総口数 (千口)	28,101	28,271	28,511	28,903	29,295
純資産額 (百万円)	26,320	27,870	27,248	27,513	28,462
総資産額 (百万円)	396,615	402,793	411,188	418,580	426,442
預金積金残高 (百万円)	360,518	365,602	374,301	381,360	388,293
貸出金残高 (百万円)	178,970	185,667	191,204	193,640	196,111
有価証券残高 (百万円)	107,793	114,407	124,186	125,930	125,867
単体自己資本比率 (%)	13.83	13.67	13.88	13.95	13.93
出資に対する配当金 (円) (出資1口50円当り)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
役員数 (人)	16	16	16	17	18
うち常勤役員数 (人)	9	8	8	9	9
職員数 (人)	400	390	389	387	388
会員数 (人)	40,879	41,003	41,229	41,699	42,161

(注)「単体自己資本比率」は、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づく開示を行っております。

●業務粗利益

(単位:千円)

	2017年度	2018年度
資金運用収支	5,362,395	5,015,094
資金運用収益	5,525,468	5,156,372
資金調達費用(注1)	163,072	141,278
役員取引等収支	99,880	105,949
役員取引等収益	553,417	563,445
役員取引等費用	453,536	457,496
その他の業務収支	138,331	1,989
その他業務収益	248,889	154,765
その他業務費用	110,558	152,776
業務粗利益	5,600,607	5,123,032
業務粗利益率(注2)	1.39%	1.25%

(注)1.「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(2017年度 76千円、2018年度 57千円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

●資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
資金運用勘定	400,301	409,005	5,525,468	5,156,372	1.38	1.26
うち貸出金	191,477	193,098	4,029,340	3,941,505	2.10	2.04
うち預け金(無利息分を除く)	85,538	88,857	193,376	170,809	0.22	0.19
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	121,499	125,176	1,259,304	999,528	1.03	0.79
資金調達勘定	377,307	385,583	163,072	141,278	0.04	0.03
うち預金積金	377,244	385,522	161,900	140,095	0.04	0.03
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	-	-	-	-	-	-

(注)1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2017年度 191百万円、2018年度 198百万円)を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高(2017年度 191百万円、2018年度 191百万円)および利息(2017年度 0百万円、2018年度 0百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

●利鞘

(単位:%)

	2017年度	2018年度
資金運用利回	1.38	1.26
資金調達原価率	1.20	1.16
総資金利鞘	0.18	0.10

●受取・支払利息の増減

(単位:千円)

	2017年度			2018年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	117,669	81,975	199,644	86,942	△ 456,037	△ 369,095
うち貸出金	63,957	△ 122,495	△ 58,537	36,978	△ 124,812	△ 87,834
うち預け金	△ 6,261	△ 31,971	△ 38,233	8,974	△ 31,541	△ 22,566
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	58,814	233,231	292,045	38,785	△ 298,561	△ 259,776
支払利息	△ 15,417	0	△ 15,417	2,090	△ 23,903	△ 21,813
うち預金積金	△ 15,402	0	△ 15,402	2,098	△ 23,903	△ 21,805
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	-	-	-	-	-	-

(注)1. 残高および利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法を採用しております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

●利益率

(単位:%)

	2017年度	2018年度
総資産経常利益率	0.15	0.14
総資産当期純利益率	0.13	0.11

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

●貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2017年度	889	856	-	889	856
	2018年度	856	767	-	856	767
個別貸倒引当金	2017年度	3,855	4,154	259	3,595	4,154
	2018年度	4,154	4,084	226	3,928	4,084
合計	2017年度	4,744	5,011	259	4,484	5,011
	2018年度	5,011	4,851	226	4,784	4,851

●貸出金償却

(単位:千円)

	2017年度	2018年度
	14,050	30,513

預金に関する指標

●預金積金及び譲渡性預金平均残高 (単位:百万円)

	2017年度	2018年度
流動性預金	154,782	160,123
うち有利息預金	142,938	148,415
定期性預金	221,452	224,302
うち固定金利定期預金	211,039	212,658
うち変動金利定期預金	122	1,686
その他	1,009	1,096
計	377,244	385,522
譲渡性預金	0	0
合計	377,244	385,522

- (注) 1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 2.有利息預金は、普通預金、貯蓄預金、通知預金から無利息型普通預金を控除して算出しております。
 3.定期性預金=定期預金+定期積金
 固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金です。
 変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金です。
 4.国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

●定期預金残高 (単位:百万円)

	2017年度	2018年度
定期預金	208,157	209,416
固定金利定期預金	206,513	209,230
変動金利定期預金	1,643	185
その他	1	1

貸出金等に関する指標

●貸出金平均残高 (単位:百万円)

	2017年度	2018年度
手形貸付	12,412	12,312
証書貸付	170,467	171,138
当座貸越	7,152	8,242
割引手形	1,445	1,404
合計	191,477	193,098

(注)国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

●貸出金残高 (単位:百万円)

	2017年度	2018年度
貸出金	193,640	196,111
固定金利	62,311	64,271
変動金利	131,329	131,840

●貸出金の担保別内訳 (単位:百万円)

	2017年度	2018年度
当金庫預金積金	1,762	1,530
有価証券	350	400
動産	-	-
不動産	44,066	43,276
その他	-	-
計	46,178	45,206
信用保証協会・信用保険	32,907	34,453
保証	26,248	26,182
信用	88,306	90,269
合計	193,640	196,111

●債務保証見返の担保別内訳 (単位:百万円)

	2017年度	2018年度
当金庫預金積金	22	9
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	6,772	6,573
その他	-	-
計	6,794	6,582
信用保証協会・信用保険	1	1
保証	1	0
信用	1,212	1,525
合計	8,009	8,109

●貸出金使途別残高 (単位:百万円)

	2017年度		2018年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	105,695	54.58%	106,506	54.31%
運転資金	87,945	45.42%	89,604	45.69%
合計	193,640	100.00%	196,111	100.00%

●住宅ローン・消費者ローン残高 (単位:百万円)

	2017年度	2018年度
住宅ローン	34,879	35,253
消費者ローン	11,494	11,507
合計	46,373	46,760

●貸出金業種別内訳 (単位:百万円)

業種区分	2017年度			2018年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	281	8,298	4.28%	272	8,155	4.15%
農業、林業	44	408	0.21%	48	464	0.23%
漁業	11	15	0.00%	12	14	0.00%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	97	0.05%	1	91	0.04%
建設業	843	16,740	8.64%	834	17,017	8.67%
電気・ガス・熱供給・水道業	45	1,701	0.87%	47	1,787	0.91%
情報通信業	19	841	0.43%	20	1,031	0.52%
運輸業、郵便業	48	3,380	1.74%	50	3,381	1.72%
卸売業、小売業	729	14,841	7.66%	705	15,906	8.11%
金融業、保険業	29	3,093	1.59%	28	2,156	1.09%
不動産業	633	38,026	19.63%	624	38,153	19.45%
物品賃貸業	9	429	0.22%	7	354	0.18%
学術研究、専門・技術サービス業	57	601	0.31%	54	575	0.29%
宿泊業	104	9,600	4.95%	101	9,041	4.61%
飲食業	355	5,332	2.75%	362	5,647	2.87%
生活関連サービス業、娯楽業	227	5,912	3.05%	220	5,550	2.83%
教育、学習支援業	29	414	0.21%	27	574	0.29%
医療・福祉	112	6,932	3.57%	119	6,704	3.41%
その他のサービス	484	8,662	4.47%	518	9,769	4.98%
小計	4,060	125,331	64.72%	4,049	126,377	64.44%
地方公共団体	12	15,682	8.09%	11	15,780	8.04%
個人	16,244	52,626	27.17%	16,160	53,954	27.51%
合計	20,316	193,640	100.00%	20,220	196,111	100.00%

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●預貸率 (単位:%)

	2017年度	2018年度
期末預貸率	50.77	50.50
期中平均預貸率	50.75	50.08

- (注) 1.預貸率= $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$
 2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

有価証券等に関する指標

●商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

●有価証券の種類別の残存期間別の残高

2017年度 (単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定め ないもの	合計
国債	513	518	6,767	1,047	1,182	7,905	-	17,934
地方債	724	4,485	5,430	4,479	6,953	5,811	-	27,884
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	8,435	20,667	11,841	6,000	5,215	8,288	-	60,448
株式	-	-	-	-	-	-	365	365
外国証券	-	1,405	508	102	925	2,450	-	5,392
その他の証券	47	1,285	2,289	1,494	6,991	137	1,658	13,904

2018年度 (単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定め ないもの	合計
国債	-	3,607	3,631	-	2,981	5,233	-	15,453
地方債	1,825	7,345	1,061	7,735	7,643	6,684	-	32,295
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	8,700	18,697	6,284	8,029	3,746	11,410	-	56,869
株式	-	-	-	-	-	-	567	567
外国証券	258	1,473	99	314	1,826	3,509	-	7,483
その他の証券	258	1,978	1,130	3,145	4,552	94	2,036	13,196

●有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
国債	17,610	16,248
地方債	24,779	29,983
短期社債	-	-
社債	60,627	58,054
株式	307	359
外国証券	4,371	6,312
その他の証券	13,803	14,217
合計	121,499	125,176

●預証率

(単位:%)

	2017年度	2018年度
期末預証率	33.02	32.41
期中平均預証率	32.20	32.46

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしてありません。

●有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券

(単位:百万円)

	2017年度			2018年度		
	貸借対照表 計上額	当事業年度の 損益に含まれた 評価差額	時価	貸借対照表 計上額	当事業年度の 損益に含まれた 評価差額	時価
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	2017年度			2018年度		
		貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	1,000	1,001	1	1,000	1,007	7
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	9,725	9,912	186	8,176	8,310	134
	その他	799	841	42	1,099	1,138	38
	小計	11,525	11,756	230	10,275	10,456	181
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	472	472	△0	580	580	-
	その他	904	875	△29	401	382	△19
	小計	1,377	1,347	△29	981	962	△19
合計		12,902	13,103	201	11,257	11,418	161

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3. その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	2017年度			2018年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	250	199	50	145	98	47
	債券	80,976	79,277	1,698	92,768	90,652	2,115
	国債	15,070	14,450	620	15,453	14,772	680
	地方債	23,105	22,564	540	31,098	30,404	693
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	42,800	42,262	537	46,216	45,475	741
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	6,065	5,613	452	8,854	8,308	546
	小計	87,293	85,091	2,201	101,768	99,059	2,709
	株式	21	22	△0	328	343	△14
	債券	14,092	14,203	△110	2,094	2,106	△12
	国債	2,864	2,888	△24	-	-	-
	地方債	3,779	3,819	△40	197	200	△2
合計	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	7,449	7,495	△46	1,896	1,906	△10
	その他	11,500	12,200	△699	10,298	10,924	△626
	小計	25,615	26,426	△810	12,721	13,375	△654
合計		112,908	111,517	1,391	114,489	112,435	2,054

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
関連法人等株式	-	-
非上場株式	83	83
組合出資金	26	26
合計	119	119

●金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	2017年度		2018年度	
	貸借対照表 計上額	当事業年度の 損益に含まれた 評価差額	貸借対照表 計上額	当事業年度の 損益に含まれた 評価差額
	192	0	187	0

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託

該当ありません。

●第102条第1項第5号に掲げる取引

デリバティブ取引

1. 金利関連取引

該当ありません。

2. 通貨関連取引

該当ありません。

3. 株式関連取引

該当ありません。

4. 債券関連取引

該当ありません。

5. 商品関連取引

該当ありません。

6. クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

連結決算の状況

●当金庫の子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金又は出資金	当庫議決権比率	子会社等の議決権比率
(株)べっしん総合サービス	大分県別府市 駅前本町1番31号	大分みらい信用金庫の委託を受けて行う業務等 ・文書等の整理、保管、配送業務 ・書類の印刷製本業務	平成元年 2月22日	10百万円	100%	—

●当金庫およびその子会社等の主要な事業の内容

当信用金庫グループは、当金庫、子会社1社で構成され信用金庫業務を中心に金融サービスを提供しております。株式会社べっしん総合サービス(連結子会社)は、大分みらい信用金庫の100%子会社として、金庫の周辺業務(ATMの集中監視業務・特定先の集金、物品配送業務等)を主な業務として事業を展開しております。

●事業の概況

平成30年度(2018年度)の連結決算の状況は、預金積金の期末残高は3,882億6百万円となり、前期末比69億3千3百万円の増加、増加率は1.81%でした。科目別では要求性預金、定期性預金ともに増加しました。

また、貸出金の期末残高は1,961億1千1百万円となり、前期末比24億7千1百万円増加、増加率は1.27%でした。科目別では手形貸付、証書貸付、当座貸越が増加し、割引手形が減少しました。

その他の運用資産として有価証券の期末残高は1,258億5千7百万円となり、前期末比6千3百万円の減少、減少率は0.05%でした。

収益面では、経常利益は6億6百万円となり、前年度比1千5百万円の減少、減少率は2.49%でした。また、当期純利益は4億8千1百万円となり、前年度比8千7百万円の減少、減少率は15.44%でした。

連結自己資本額は273億7千2百万円となり、前期末比3億2千8百万円増加しました。また、リスク・アセット計は1,961億1千万円となり、前期末比26億6千万円増加しました。その結果、自己資本比率は13.95%となり、前期末比0.02ポイント低下しました。

●5連結会計年度における主要な経営指標の推移

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
連結経常収益 (千円)	7,062,990	6,751,957	6,534,426	6,578,246	6,120,586
連結経常利益 (千円)	1,230,651	933,768	579,598	622,366	606,863
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	819,144	675,463	458,631	569,422	481,463
連結純資産額 (百万円)	26,372	27,925	27,305	27,576	28,529
連結総資産額 (百万円)	389,992	396,067	403,871	410,941	418,904
連結自己資本比率 (%)	13.85	13.69	13.91	13.97	13.95

(注) 1.「連結自己資本比率」は、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づく開示を行っております。

2.連結総資産額には債務保証見返を含んでいません。

3.企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(平成25年9月13日)等を適用し、2015年度会計年度の上記「当期純利益」表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」としてしております。

●連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	2017年度	2018年度	科 目	2017年度	2018年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預け金	88,470	94,014	預金積金	381,272	388,206
買入手形及びコールローン	—	—	譲渡性預金	—	—
買入金銭債権	150	190	借入金	—	—
金銭の信託	192	187	コマーシャル・ペーパー	—	—
有価証券	125,920	125,857	外国為替	—	—
貸出金	193,640	196,111	その他負債	1,219	1,144
外国為替	—	—	賞与引当金	252	250
その他資産	2,467	2,466	役員賞与引当金	18	18
有形固定資産	4,991	4,809	退職給付に係る負債	67	25
建物	1,614	1,559	役員退職慰労引当金	120	105
土地	2,872	2,830	睡眠預金払戻損失引当金	77	81
リース資産	120	65	偶発損失引当金	15	14
建設仮勘定	—	—	繰延税金負債	103	308
その他の有形固定資産	383	353	再評価に係る繰延税金負債	218	218
無形固定資産	119	118	債務保証	7,629	7,529
ソフトウェア	87	86	負債の部合計	390,994	397,903
のれん	—	—	(純資産の部)		
リース資産	—	—	出資金	1,445	1,464
その他の無形固定資産	31	31	優先出資申込証拠金	—	—
退職給付に係る資産	—	—	資本剰余金	—	—
繰延税金資産	—	—	利益剰余金	24,643	25,088
再評価に係る繰延税金資産	—	—	処分未済持分	△ 0	△ 0
債務保証見返	7,629	7,529	自己優先出資	—	—
貸倒引当金	△ 5,011	△ 4,851	自己優先出資申込証拠金	—	—
			会員勘定合計	26,088	26,553
			その他有価証券評価差額金	1,003	1,484
			繰延ヘッジ損益	—	—
			土地再評価差額金	484	491
			為替換算調整勘定	—	—
			評価・換算差額等合計	1,487	1,976
			新株予約権	—	—
			非支配株主持分	—	—
			純資産の部合計	27,576	28,529
資産の部合計	418,570	426,433	負債及び純資産の部合計	418,570	426,433

(注) 1.記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2.繰延税金資産と繰延税金負債は相殺して計上しております。

●連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2017年度	2018年度
経常収益	6,578	6,120
資金運用収益	5,525	5,156
貸出金利息	4,029	3,941
預け金利息	193	170
買入手形利息及びコールローン利息	—	—
有価証券利息配当金	1,259	999
その他の受入利息	43	44
役員取引等収益	553	563
その他業務収益	248	154
その他経常収益	250	246
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	18	29
その他の経常収益	231	216
経常費用	5,955	5,513
資金調達費用	163	141
預金利息	158	137
給付補填備金繰入額	3	2
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
その他の支払利息	1	1
役員取引等費用	453	457
その他業務費用	110	152
経費	4,535	4,481
その他経常費用	692	280
貸倒引当金繰入額	526	66
その他の経常費用	166	213
経常利益	622	606
特別利益	0	1
固定資産処分益	0	1
その他の特別利益	—	—
特別損失	5	27
固定資産処分損	5	9
減損損失	—	18
その他の特別損失	—	—
税金等調整前当期純利益	617	580
法人税、住民税及び事業税	87	77
法人税等調整額	△ 40	21
法人税等合計	47	98
当期純利益	569	481
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	569	481

●連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	2017年度	2018年度
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	—	—
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	24,102	24,643
利益剰余金増加高	569	473
親会社株主に帰属する当期純利益	569	481
その他	—	△ 7
利益剰余金減少高	28	28
親会社株主に帰属する当期純損失	—	—
配当金	28	28
その他	—	—
利益剰余金期末残高	24,643	25,088

●連結の種類別セグメント情報

連結会社は、信用金庫周辺業務を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

●連結リスク管理債権と引当・保全状況

(単位:百万円、%)

区 分	残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/A	
破綻先債権	2017年度	203	88	114	100.00
	2018年度	665	272	393	100.00
延滞債権	2017年度	8,834	3,444	3,945	83.64
	2018年度	8,307	3,204	3,600	81.91
3か月以上延滞債権	2017年度	29	25	5	103.33
	2018年度	24	21	4	107.94
貸出条件緩和債権	2017年度	1,616	787	295	66.95
	2018年度	1,523	698	276	64.00
合 計	2017年度	10,683	4,345	4,360	81.48
	2018年度	10,520	4,197	4,274	80.52

(注) 1.金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2.「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

3.「貸倒引当金(C)」は、「破綻先債権」および「延滞債権」の未保全部分に対して計上している個別貸倒引当金と、「3か月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

連結財務諸表の作成方針および注記事項

(1) 連結財務諸表の作成方針

- 連結の範囲に関する事項
 - 連結される子会社及び子法人等
会社名 株式会社 ベッしん総合サービス 1社
 - 非連結の子会社及び子法人等 0社
- 持分法の適用に関する事項
 - 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0社
 - 持分法適用の関連法人等 0社
 - 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 0社
 - 持分法非適用の関連法人等 0社
- 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等は次のとおりであります。
株式会社 ベッしん総合サービス…3月末日
- のれんおよび負ののれんの償却に関する事項
償却対象ののれんおよび負ののれん残高はありません。
- 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計年度において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

(2) 連結貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産導入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 当金庫の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 12年～50年
その他 3年～20年
連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、日金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。
- 当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債はありません。
- 当金庫の貸倒引当金は、予め定めた償却・引当基準(引当率)に、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」といいます)に係る債権及び破綻先と同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」といいます)に係る債権については、以下のなお書きを控除されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」といいます)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して、今後の一定期間における予想損失額を見積り、予想損失額に相当する金額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部門が第1次、本部融資部門が第2次の査定を実施し、営業担当部署から独立した本部監査部門が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証引当金については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は768百万円でありました。
- 連結される子会社及び子法人等に貸倒引当金はありません。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法(又は償還処理方法)は次のとおりであります。
過去勤務費用 その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理
[退職給付に係る負債]については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しております。
なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができなため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の自直の積立状況及び制度全体の掛金等が当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成30年3月31日現在)
年金資産の額 1,669,710百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,806,457百万円
差引額 △136,747百万円
(2) 制度全体に占める当金庫の掛金割合
(平成30年3月31日現在) 0.3378%
- 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高197,854百万円でありました。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当連結会計年度の財務諸表上、当該債権に充てられる特別掛金65百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることによって算定されるため、上記(2)の割合は、当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠債権払戻損失引当金は、負債計上を中止した債権について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見限り、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等した市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
- 当金庫の消費税及び地方消費税の会計処理は、採込み方式により行っております。また、連結される子会社(株式会社ベッしん総合サービス)の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によるしております。
- 当金庫の理事及び監事との間の取引及び監事に対する金銭債権総額 169百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 4,474百万円
- 有形固定資産の圧縮記憶額 527百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は665百万円、延滞債権額は8,307百万円でありました。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」といいます。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は24百万円であり、約定期限の翌日から3か月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は1,523百万円でありました。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は10,520百万円でありました。
なお、20から23に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(平成26年11月28日)に基づいて、参加者に売却したものを会計処理した貸出金の元本の連結会計年度末残高の総額は174百万円でありました。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,633百万円でありました。
- 担保に供している資産は次のとおりでありました。
担保に供している資産
為替決済、日銀繰入代理店取引等の取引の担保として、有価証券1,000百万円及び預け金(定期預金)4,591百万円を差し入れています。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価指数法第16条に規定する地価指数の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出しております。
同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △2,051百万円
- 有価証券1中の社債のうち、有価証券の私券(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は580百万円でありました。
- 出資1口当たりの純資産額 974円02銭
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理
当金庫グループは、「信用リスク管理基本方針」「信用リスク管理規程」および「貸出事務取扱規程」等の信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度管理、信用情報管理、保証や担保の設定、問題権限への対応などや信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われております。
信用リスク管理状況については、当金庫グループの与信状況および口と信先等の事業内容について信用リスク管理アセスメントでモニタリングと情報共有を行っております。また信用リスク管理の高度化や、信用リスクの計量化など、総合リスク管理委員会やALM委員会が協議検討を行うとともに、結果について必要に応じて総合リスク管理会議・ALM会議(常勤理事会)や理事会に報告・付議する態勢をとっております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理
当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM会議(常勤理事会)において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には資金運用部において金融資産及び金融負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会、ALM会議(常勤理事会)等に報告しております。
 - 為替リスクの管理
当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理し、継続的に評価・モニタリングを行っております。
有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理基本方針に基づき、常勤理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。
このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は資金運用部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
 - 市場リスクに係る定量的情報
当金庫グループにおいて、主要なリスク変動である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「投資信託」のうち、「貸出金」及び「預金積金」であります。
当金庫グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、金利が1% (100BP/100ペーシポイント)上昇した際の経済価値の変動額を市場リスク量として、金利の変動リスクの管理にあたる定量的分析に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの経済価値変動額を算出し、合算して求めております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定である仮定し、当連結会計年度末現在、指標となる金利が1%上昇したものと想定した場合の経済価値は、6,749百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
 - 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫グループは、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達/バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
 - 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価とは、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることでもあります。
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預け金(*1)	94,014	94,199	184
(2) 有価証券			
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	11,257	11,418	161
その他有価証券	114,489	114,489	—
(3) 貸出金(*1)	196,111		
貸倒引当金(*2)	△4,851		
	191,259	191,035	△224
	金融資産計	411,023	411,144
(1) 預金積金(*1)	388,206	388,450	243
	金融負債計	388,206	388,450

(*1) 現金及び預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 現金及び預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れを行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。自庫保証付私券は、帳簿価格を時価とみなしております。なお、保有目的の金融商品に関する注記事項については32.から36.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる場合に想定される適用金利を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	83
組合出資金(*2)	26
合 計	109

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	64,541	1,280	—	12,900
有価証券	10,922	44,094	38,638	27,588
満期保有目的の債券	1,262	7,099	2,195	700
その他の有価証券のうち満期があるもの	9,659	36,994	36,443	26,888
貸出金(*)	40,587	63,115	43,236	37,888
合 計	116,051	108,489	81,874	78,376

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含まれておりません。

(注4) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	324,375	63,746	21	63
合 計	324,375	63,746	21	63

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、36.まで同様であります。

売買目的有価証券

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	—

満期保有目的の債券

	種 類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時 価(百万円)	差 額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	1,000	1,007	7
	短期社債	—	—	—
	社債	8,176	8,310	134
	その他	1,099	1,138	38
	小 計	10,275	10,456	181
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	580	580	—
	その他	401	382	△19
	小 計	981	962	△19
合 計		11,257	11,418	161

その他の有価証券

	種 類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差 額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	145	98	47
	債券	92,768	90,652	2,115
	国債	15,453	14,772	680
	地方債	31,098	30,404	693
	短期社債	—	—	—
	社債	46,216	45,475	741
	その他	8,854	8,308	546
	小 計	101,768	99,059	2,709
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	328	343	△14
	債券	2,094	2,106	△12
	国債	—	—	—
	地方債	197	200	△2
	短期社債	—	—	—
	社債	1,896	1,906	△10
	その他	10,298	10,924	△626
	小 計	12,721	13,375	△654
合 計		114,489	112,435	2,054

33. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

34. 当連結会計年度中に売却したその他の有価証券

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	3	0	0
債券	8,669	129	16
国債	4,166	72	16
地方債	1,532	36	—
短期社債	—	—	—
社債	2,970	20	—
その他	1,934	93	131
合 計	10,607	223	147

35. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、保有目的を変更した有価証券はありません。

36. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価を取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度中にその他有価証券で時価のあるものうち、減損処理を行った有価証券(株式)はありません。

37. 運用目的の金銭的信託

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭的信託	187	0

38. 賃貸等不動産の状況に関する事項

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

39. 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

40. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、22,322百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが7,195百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了したものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越及び貸付金に係る子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越及び貸付金に係る子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができるとする旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に予め定めている在庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

41. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△2,444百万円
年金資産(時価)	2,470
未積立退職給付債務	26
会計基準変更時差異の未処理額	△2
未認識数理計算上の差異	△48
連結貸借対照表計上額の純額	△25
退職給付に係る資産	—
退職給付に係る負債	25

(3) 連結損益計算書の注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 16円52銭
3. 役員取引等費用には信用保証料 356,528千円を含んでおります。
4. その他の経常費用には奨励預金支払 114,263千円を含んでおります。
5. 当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	減損損失(千円)
大分県大分市	営業用店舗	土地	9,004
		建物	3,153
		リース資産	—
		その他の有形固定資産	40
大分県豊後高田市	営業用店舗	土地	5,373
		建物	190
		リース資産	492
		その他の有形固定資産	140
合 計			18,395

資産のグループピングは、事業用資産については母店制に基づく営業店(出張所を含む)単位で、遊休資産については、個別物件単位で行っております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている営業店や土地の時価の下落が著しい営業店及び遊休資産を対象とし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額が使用価値の場合は将来キャッシュ・フローを2.0%の割引率で割り引いて計算しております。回収可能価額が正味売却価額の場合には、不動産鑑定評価に基づいて算定しております。

報酬体系について

1. 対象役員
報酬体系の概要、平成30年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、単体での開示内容と重複しておりますので、33ページをご参照ください。
なお、「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。
2. 対象職員等
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、33ページに記載したものの他に、当金庫の主要な連結子法人等(注)の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、平成30年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。
(注) 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
なお、平成30年度においては、該当する会社はありませんでした。

バーゼルⅢ 第3の柱による開示

定性的な開示事項(単体・連結ベース)

1.自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、利益剰余金等により構成されています。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資

発行主体:大分みらい信用金庫
コア資本に係る基礎項目に算入された額:1,464百万円

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫単体および連結子会社である株式会社べっしん総合サービスとも、これまで業務推進を通じて得られた利益を主な源として資本の積み上げ等を行って自己資本の充実を図ってきました。

自己資本比率は、国内基準の4%を大きく上回る水準を達成しており、健全性を維持しております。

3.信用リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化などにより、貸出金や利息等が期日に返済されず、当金庫が損失を被るリスクです。回収利息等の減少や回収不能が生じた場合、最も経営に影響を与えるリスクの一つです。

当金庫では、金庫全体のリスク管理の方針等を定めた「リスク管理基本方針」、「リスク管理規程」に基づき主管部を定め、このリスクを管理・統制することに主眼を置き、「信用リスク管理基本方針」、「信用リスク管理規程」、「市場リスク管理基本方針」、「市場リスク管理規程」などの規程等を整備し、厳格な牽制・検証態勢の構築と管理手法の高度化を推進しています。

また、役職員が与信取引を行うにあたって遵守しなければならない基本的な考え方を「クレジットポリシー」として定め、社会常識を踏まえた健全な倫理観に基づき、与信取引に係る行動と判断を行うよう周知徹底を図っています。

貸出金等の信用リスク管理状況につきましては、信用リスク管理プロセス部会でモニタリングと情報共有を行っています。また、信用リスク管理の高度化や信用リスクの計量化などについては、総合リスク管理委員会やALM委員会で協議・検討を行うとともに、結果について必要に応じて総合リスク管理会議・ALM会議(常勤理事会)や理事会に付議・報告する態勢を整備し、適切な与信管理態勢の構築に努めています。

貸倒引当金の算定については、「資産の自己査定基準」および「資産の償却・引当基準」に基づき、債務者区分ごとに算出しています。一般貸倒引当金にあたる正常先、その他要注意先、要管理先の引当金については、債務者区分ごとの債権額に貸倒実績率を乗じて算出しています。また、個別貸倒引当金にあたる破綻懸念先の引当金については、未保全額に対して貸倒実績率(ただし、当金庫は下限を設けています。)を乗じて算出し、実質破綻先、破綻先の引当金については、未保全額の全額を引当しています。その結果については、会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

(2)信用リスク・アセット額の算出に使用する手法等

当金庫は、信用リスク・アセットの算出において、標準的手法を採用しています。

なお、リスクウェイトの判定に使用する適合格付機関は以下の4つの機関です。エクスポージャーの種類ごとの適合格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ(S&P)

4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置を言い、具体的には、不動産や預金などの担保、信用保証協会、保証会社や人的保証による保証などがあります。

しかし、これはあくまでも補完的な措置であり、ご融資の際は、「貸出事務取扱規程」等に基づき、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の考え方など、さまざまな角度から判断を行っております。ただし、融資審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分なお説明とご理解をいただいた上で、ご契約をするなど適切な取り扱いに努めています。

信用リスク削減手法としては、「適格金融資産担保」、「自金庫預金との相殺」、「保証等」を用いることとしています。

「適格金融資産担保」については、当金庫では、預金を担保とした取引があります。預金担保処分については、「預金担保差入証」に記載し、適正な手続きを行っています。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺を行う場合がありますが、当金庫が定める「各種約定書」や「事務取扱要領」等により、適切な取り扱いに努めています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることのないように努めています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫においては、有価証券投資の一環として買い付けた投資信託の一部に裏付け資産として派生商品取引があったもので、派生商品取引及び長期決済期間取引は行っており、これらの取引の取引相手方のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要についての取り決め等は行っておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

有価証券投資の一環として購入した投資家としての証券化エクスポージャーを保有していますが、再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、「金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスク」です。

当金庫では、「リスク管理基本方針」、「リスク管理規程」により、以下の各リスクおよびその主管部を定め、それぞれのリスクについて管理を行っています。

また、連結子会社1社のオペレーショナル・リスクの管理についても、「リスク管理基本方針」をはじめとした諸規程を準用するなどしており、当金庫に準じたリスク管理態勢となっています。

● 法務リスク

当金庫およびその役職員が遵守すべき法令等を逸脱し、結果的に経営の健全性や適切性を損なうリスクです。

● コミュニケーションリスク

お客さま、マスコミ、業界等外部のステークホルダー（利害関係者）とのコミュニケーションギャップにより被る外部コミュニケーションリスクと、当金庫の役職員やその家族等内部の関係者とのコミュニケーションギャップによって被る内部コミュニケーションリスクがあります。

● 事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクです。

● 偶発事故リスク

地震、風水害、火災、爆発物の爆発、強盗盗、騒乱、停電、交通事故等の偶発事故により損失を被るリスクです。

● システムリスク

コンピュータシステムのダウンまたは誤作動、システムの不備やコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクです。

● 評判リスク

当金庫や他の金融機関の資産の健全性、収益力、自己資本などのリスク耐久力、規模、成長性、利便性などの内容劣化から、当金庫や他金融機関への安心度・親密度が失われることにより評判が低下して損失を被るリスクです。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法

当金庫は、基礎的手法を採用しています。

8. 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「出資等又は株式等エクスポージャー」にあたるものとしては、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業有限責任組合への出資金等が該当します。

当金庫では、「市場リスク」の一部として管理・統制することに主眼を置き、「市場リスク管理基本方針」「市場リスク管理規程」等の諸規程を整備し、牽制・検証態勢の構築と管理手法の高度化を推進しています。なお、「市場リスク」とは、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。

具体的には、上場株式、上場優先出資証券等にかかるリスクの認識については、時価評価および日経平均株価の変動率に応じたリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、「市場リスク管理規程」に定められたリスク限度枠等の遵守状況を定期的にALM会議（常勤理事会）などの経営会議へ付議または報告を行っています。

また、非上場株式、子会社・関連会社株式、その他投資事業有限責任組合への出資金等に関するリスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、ALM会議（常勤理事会）などの経営会議へ付議または報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券の会計処理要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っています。

9.金利リスクに関する事項

金利変動幅を100BP(1%)として、銀行勘定の金利リスク量を算出しており、次の6種の金利変動パターンシナリオで算出した結果の最大減少額を金利リスクとしています。ただし、外国通貨建て債券の金利変動幅は、金融庁告示に基づくBPとしています。

- ① 上方パラレルシフト
- ② 下方パラレルシフト
- ③ スティープ化(長期金利上昇)
- ④ フラット化(長期金利低下)
- ⑤ 短期金利上昇
- ⑥ 短期金利低下

10.連結の範囲に関する事項

- (1)自己資本比率告示第3条に規程する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下、「連結グループ」という)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点
該当ありません。
- (2)連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
37ページをご覧ください。
- (3)自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容
該当ありません。
- (4)信用金庫法(昭和26年法律第238号。以下この号において「法」という)第54条の21号第1項第1号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの及び同項第2号に掲げる会社であって、会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属していない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当ありません。
- (5)連結グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等の概要
該当ありません。

〈単体における開示〉

自己資本の構成に関する開示事項

●自己資本比率

(単位:百万円、%)

項 目	2017年度	経過措置による 不算入額	2018年度
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	25,996		26,456
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,445		1,464
うち、利益剰余金の額	24,580		25,021
うち、外部流出予定額(△)	28		28
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0		△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	871		781
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	871		781
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	180		152
コア資本に係る基礎項目の額 (1)	27,049		27,390
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	68	17	85
うち、のれんに係るものの額	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	68	17	85
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (2)	68		85
自己資本			
自己資本の額 ((1)-(2)) (A)	26,980		27,305
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	183,165		186,050
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2,988		△ 747
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	17		
うち、繰延税金資産	-		
うち、前払年金費用	-		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 3,676		△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	670		678
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	10,184		9,964
信用リスク・アセット調整額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-
リスク・アセット等の額の合計額 (B)	193,349		196,014
自己資本比率			
自己資本比率 ((A)/(B))	13.95%		13.93%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

定量的な開示事項

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	2017年度		2018年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	183,165	7,326	186,050	7,442
現金	186,031	7,441	186,686	7,467
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	11	0	0	0
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	54	2	65	2
国際開発銀行向け	0	0	-	-
地方公共団体金融機構向け	338	13	9	0
我が国の政府関係機関向け	921	36	1,229	49
地方三公社向け	1	0	1	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	19,875	795	20,495	819
法人等向け	57,929	2,317	59,292	2,371
中小企業等向け及び個人向け	56,077	2,243	58,365	2,334
抵当権付住宅ローン	3,329	133	3,081	123
不動産取得等事業向け	18,869	754	19,445	777
3か月以上延滞等	542	21	362	14
取立未済手形	12	0	18	0
信用保証協会等による保証付	1,510	60	1,485	59
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	4,771	190	4,957	198
出資等のエクスポージャー	4,771	190	4,957	198
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	21,783	871	17,875	715
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	6,126	245	2,375	95
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,170	86	2,448	97
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	254	10	188	7
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー			-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー			-	-
上記以外のエクスポージャー	13,232	529	12,862	514
②証券化エクスポージャー	0	0	0	0
証券化				
STC要件適用分			-	-
非STC要件適用分	0	0	0	0
再証券化	-	-	-	-
③-1.複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	5	0	-	-
③-2.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー				
ルック・スルー方式			-	-
マンドート方式			-	-
蓋然性方式(250%)			-	-
蓋然性方式(400%)			-	-
フォールバック方式(1,250%)			-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	670	26	678	27
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 3,676	△ 147	△ 1,425	△ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	55	2	107	4
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	78	3	3	0
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,184	407	9,964	398
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	193,349	7,733	196,014	7,840

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引)によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

〈オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

●信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー-期末残高											
	2017年度		2018年度		2017年度		2018年度		2017年度		2018年度	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
国内	409,162	414,213	201,824	203,818	104,680	102,515	-	-	-	-	1,702	1,470
国外	12,669	14,235	-	-	5,339	7,332	-	-	-	-	-	-
地域別合計	421,832	428,448	201,824	203,818	110,019	109,848	-	-	-	-	1,702	1,470
製造業	22,618	20,623	8,792	8,595	13,794	11,979	-	-	-	-	21	23
農業、林業	496	589	496	539	-	50	-	-	-	-	1	0
漁業	45	40	45	40	-	-	-	-	-	-	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	97	91	97	91	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	19,271	19,692	18,571	19,042	700	650	-	-	-	-	58	155
電気・ガス・熱供給・水道業	4,935	5,665	2,084	2,165	2,851	3,500	-	-	-	-	-	-
情報通信業	1,267	1,792	911	1,048	300	652	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	9,199	9,565	3,509	3,465	5,649	6,056	-	-	-	-	22	-
卸売業、小売業	19,174	20,134	16,510	17,367	2,658	2,760	-	-	-	-	133	96
金融業、保険業	106,366	109,791	3,204	2,230	16,468	15,463	-	-	-	-	-	-
不動産業	47,618	47,467	43,795	43,649	3,811	3,806	-	-	-	-	814	794
物品賃貸業	429	354	429	354	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	1,025	969	1,025	969	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	9,883	9,280	9,883	9,280	-	-	-	-	-	-	218	-
飲食業	6,290	6,686	6,168	6,564	-	-	-	-	-	-	239	218
生活関連サービス業、娯楽業	6,972	6,644	6,968	6,641	-	-	-	-	-	-	11	1
教育、学習支援業	773	969	773	969	-	-	-	-	-	-	-	16
医療、福祉	7,339	7,200	7,339	7,200	-	-	-	-	-	-	-	0
その他のサービス	10,441	11,901	10,176	11,436	250	450	-	-	-	-	25	22
国・地方公共団体等	79,253	80,292	15,718	15,813	63,534	64,479	-	-	-	-	-	-
個人	45,321	46,351	45,321	46,351	-	-	-	-	-	-	154	141
その他	23,011	22,343	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別合計	421,832	428,448	201,824	203,818	110,019	109,848	-	-	-	-	1,702	1,470
1年以下	94,778	115,161	27,050	26,797	9,516	10,672	-	-	-	-	-	-
1年超3年以下	62,336	50,083	17,105	16,428	26,485	30,398	-	-	-	-	-	-
3年超5年以下	41,681	30,066	16,940	18,347	23,725	10,589	-	-	-	-	-	-
5年超7年以下	33,897	38,459	18,671	19,608	11,094	15,517	-	-	-	-	-	-
7年超10年以下	49,440	52,021	29,607	30,131	15,175	17,090	-	-	-	-	-	-
10年超	115,326	116,981	91,115	91,305	24,022	25,581	-	-	-	-	-	-
期間の定めのないもの	24,371	25,674	1,334	1,199	-	-	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	421,832	428,448	201,824	203,818	110,019	109,848	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
 具体的には現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	目的使用		その他		2017年度	2018年度		
製造業	145	143	143	177	-	0	145	143	143	177	-	20
農業、林業	0	1	1	0	-	-	0	1	1	0	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	67	69	69	123	2	20	64	48	69	123	6	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	290	305	305	303	-	-	290	305	305	303	-	-
卸売業、小売業	325	527	527	510	53	43	271	483	527	510	4	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	705	829	829	724	16	122	688	706	829	724	-	8
物品賃貸業	2	1	1	-	-	-	2	1	1	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	1	1	1	1	-	-	1	1	1	1	-	-
宿泊業	1,156	1,236	1,236	1,111	-	-	1,156	1,236	1,236	1,111	-	-
飲食業	196	258	258	236	1	29	194	228	258	236	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	416	423	423	545	3	-	412	423	423	545	-	-
教育、学習支援業	14	9	9	15	1	-	12	9	9	15	-	-
医療、福祉	254	68	68	81	178	-	75	68	68	81	-	-
その他のサービス	74	82	82	73	-	9	74	73	82	73	-	1
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	202	197	197	178	0	-	202	197	197	178	3	-
合計	3,855	4,154	4,154	4,084	259	226	3,595	3,928	4,154	4,084	14	30

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

ハ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2017年度	889	856	-	889	856
	2018年度	856	767	-	856	767
個別貸倒引当金	2017年度	3,855	4,154	259	3,595	4,154
	2018年度	4,154	4,084	226	3,928	4,084
合計	2017年度	4,744	5,011	259	4,484	5,011
	2018年度	5,011	4,851	226	4,784	4,851

ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2017年度		2018年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	1,533	79,455	1,530	79,956
10%	-	28,272	-	27,720
20%	102,512	2,618	107,060	2,780
35%	-	9,729	-	8,971
50%	37,014	1,498	37,526	1,488
75%	-	69,015	-	70,759
100%	2,623	84,696	3,419	86,027
150%	-	103	-	64
250%	-	2,743	-	1,122
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	21
合計	143,683	278,134	149,536	278,911

(注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

●信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,929	1,647	18,529	20,412	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	-	-
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を実算する前の与信相当額を差し引いた額	-	-

	担保による信用リスク削減手法の効果を実算する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を実算した後の与信相当額	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
①派生商品取引合計	189	245	189	245
(i)外国為替関連取引	144	145	144	145
(ii)金利関連取引	-	6	-	6
(iii)金関連取引	-	-	-	-
(iv)株式関連取引	45	94	45	94
(v)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-
(vi)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
(vii)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-
②長期決済期間取引	-	-	-	-
合計	189	245	189	245

(注) 1.有価証券投資の一環として買付けた投資信託の裏付け資産として発生したもので、グロス再構築コストの額は算出できません。
2.担保による信用コスト削減手法は用いておりませんので、担保の種類別の額は記載しておりません。

●出資等エクスポージャーに関する事項

イ.貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

	2017年度		2018年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	4,878	4,878	5,093	5,093
非上場株式等	1,856	1,856	1,856	1,856
合計	6,734	6,734	6,949	6,949

(注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.「上場株式等」には、上場優先出資証券および投資信託の裏付け資産のうち、「出資等エクスポージャー」に該当するものを含んでおります。
3.「非上場株式等」には、投資事業有限責任組合への出資金、子会社株式および関連会社株式、その他資産の出資金等を含んでおります。

ロ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
売却益	32	5
売却損	12	1
償却	0	-

(注) 投資信託の裏付け資産のうち、「出資等エクスポージャー」に該当する売却及び償却に伴う損益の額を把握することが困難なため、当該損益の額は含んでおりません。

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
評価損益	57	45

(注) 投資信託の裏付け資産のうち、「出資等エクスポージャー」に該当する評価損益を把握することが困難なため、当該評価損益は含んでおりません。

ニ.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
評価損益	-	-

●金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

項番		IRRBB: 金利リスク			
		イ		ロ	
		△EVE	△NII	△EVE	△NII
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,085			
2	下方パラレルシフト	-			
3	スティープ化	3,490			
4	フラット化	-			
5	短期金利上昇	656			
6	短期金利低下	-			
7	最大値	3,490			
		ホ		ハ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	27,305			

(注) 1.金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2.「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号による改正を受け、2019年3月末から、金利リスクの定義と計測方法等が変更となったため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。
なお、昨年開示した内部管理上使用した旧基準(金利ショック幅:100BP)損益・経済価値の増減額は6,958百万円です。当期末の△EVEとは、定義等が異なるため、前年度との差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

イ.オリジネーターの場合

該当ありません。

ロ.投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	2017年度		2018年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	0	-	0	-
(i)カードローン	-	-	-	-
(ii)住宅ローン	-	-	-	-
(iii)自動車ローン	-	-	-	-

b.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本額			
	2017年度		2018年度		2017年度		2018年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%~15%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
15%~50%未満	0	-	0	-	0	-	0	-
50%~100%未満	0	-	0	-	0	-	0	-
100%~250%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
250%~400%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
400%~1,250%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-	-	-	-	-
(i)カードローン	-	-	-	-	-	-	-	-
(ii)住宅ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
(iii)自動車ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	0	-	0	-	0	-	0	-

b.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

〈連結における開示〉

自己資本の構成に関する開示事項

●連結自己資本比率

(単位:百万円、%)

項目	2017年度	経過措置による 不算入額	2018年度
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	26,059		26,524
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,445		1,464
うち、利益剰余金の額	24,643		25,088
うち、外部流出予定額(△)	28		28
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0		△ 0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-		-
うち、為替換算調整勘定	-		-
うち、退職給付に係るものの額	-		-
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	-		-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	871		781
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	871		781
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-
適格引当金不足額	-		-
適格引当金不足額	-		-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	180		152
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
コア資本に係る基礎項目の額 (1)	27,112		27,458
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	68	17	85
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	68	17	85
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (2)	68		85
自己資本			
自己資本の額 ((1) - (2)) (1)	27,043		27,372
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	183,163		186,046
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2,988		△ 747
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	17		
うち、繰延税金資産	-		
うち、退職給付に係る資産	-		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 3,676		△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	670		678
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	10,286		10,063
信用リスク・アセット調整額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-
リスク・アセット等の額の合計額 (2)	193,449		196,110
連結自己資本比率			
連結自己資本比率 ((1) / (2))	13.97%		13.95%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

定量的な開示事項

- 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等であって、信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額該当ありません。

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2017年度		2018年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	183,163	7,326	186,046	7,441
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	186,029	7,441	186,683	7,467
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	11	0	0	0
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	54	2	65	2
国際開発銀行向け	0	0	-	-
地方公共団体金融機構向け	338	13	9	0
我が国の政府関係機関向け	921	36	1,229	49
地方三公社向け	1	0	1	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	19,875	795	20,495	819
法人等向け	57,929	2,317	59,292	2,371
中小企業等向け及び個人向け	56,077	2,243	58,365	2,334
抵当権付住宅ローン	3,329	133	3,081	123
不動産取得等事業向け	18,869	754	19,445	777
3か月以上延滞等	542	21	362	14
取立未済手形	12	0	18	0
信用保証協会等による保証付	1,510	60	1,485	59
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	4,761	190	4,947	197
出資等のエクスポージャー	4,761	190	4,947	197
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	21,791	871	17,881	715
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	6,126	245	2,375	95
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,170	86	2,448	97
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	261	10	194	7
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	13,232	529	12,864	514
②証券化エクスポージャー	0	0	0	0
証券化				
STC要件適用分				
非STC要件適用分	0	0	0	0
再証券化	-	-	-	-
③-1.複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	5	0		
③-2.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー				
ルック・スルー方式				
マナデート方式				
蓋然性方式(250%)				
蓋然性方式(400%)				
フォールバック方式(1,250%)				
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	670	26	678	27
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 3,676	△ 147	△ 1,425	△ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	55	2	107	4
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	78	3	3	0
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,286	411	10,063	402
ハ.連結総所要自己資本額(イ+ロ)	193,449	7,737	196,110	7,844

(注) 1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2.[エクスポージャー]とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3.[3か月以上延滞等]とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4.当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

(オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法)
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5.連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

●信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分 信用リスクエクスポージャー期末残高											
	2017年度		2018年度		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3か月以上延滞エクスポージャー	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
国内	409,155	414,206	201,824	203,818	104,680	102,515	-	-	-	-	1,702	1,470
国外	12,669	14,235	-	-	5,339	7,332	-	-	-	-	-	-
地域別合計	421,825	428,441	201,824	203,818	110,019	109,848	-	-	-	-	1,702	1,470
製造業	22,618	20,623	8,792	8,595	13,794	11,979	-	-	-	-	21	23
農業、林業	496	589	496	539	-	50	-	-	-	-	1	0
漁業	45	40	45	40	-	-	-	-	-	-	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	97	91	97	91	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	19,271	19,692	18,571	19,042	700	650	-	-	-	-	58	155
電気・ガス・熱供給・水道業	4,935	5,665	2,084	2,165	2,851	3,500	-	-	-	-	-	-
情報通信業	1,267	1,792	911	1,048	300	652	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	9,199	9,565	3,509	3,465	5,649	6,056	-	-	-	-	22	-
卸売業、小売業	19,174	20,134	16,510	17,367	2,658	2,760	-	-	-	-	133	96
金融業、保険業	106,366	109,791	3,204	2,230	16,468	15,463	-	-	-	-	-	-
不動産業	47,618	47,467	43,795	43,649	3,811	3,806	-	-	-	-	814	794
物品賃貸業	429	354	429	354	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	1,025	969	1,025	969	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	9,883	9,280	9,883	9,280	-	-	-	-	-	-	218	-
飲食業	6,290	6,686	6,168	6,564	-	-	-	-	-	-	239	218
生活関連サービス業、娯楽業	6,972	6,644	6,968	6,641	-	-	-	-	-	-	11	1
教育、学習支援業	773	969	773	969	-	-	-	-	-	-	-	16
医療、福祉	7,339	7,200	7,339	7,200	-	-	-	-	-	-	-	0
その他のサービス	10,434	11,894	10,176	11,436	250	450	-	-	-	-	25	22
国・地方公共団体等	79,253	80,292	15,718	15,813	63,534	64,479	-	-	-	-	-	-
個人	45,321	46,351	45,321	46,351	-	-	-	-	-	-	154	141
その他	23,011	22,343	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別合計	421,825	428,441	201,824	203,818	110,019	109,848	-	-	-	-	1,702	1,470
1年以下	94,778	115,161	27,050	26,797	9,516	10,672	-	-	-	-	-	-
1年超3年以下	62,336	50,083	17,105	16,428	26,485	30,398	-	-	-	-	-	-
3年超5年以下	41,681	30,066	16,940	18,347	23,725	10,589	-	-	-	-	-	-
5年超7年以下	33,897	38,459	18,671	19,608	11,094	15,517	-	-	-	-	-	-
7年超10年以下	49,440	52,021	29,607	30,131	15,175	17,090	-	-	-	-	-	-
10年超	115,326	116,981	91,115	91,305	24,022	25,581	-	-	-	-	-	-
期間の定めのないもの	24,364	25,667	1,334	1,199	-	-	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	421,825	428,441	201,824	203,818	110,019	109,848	-	-	-	-	-	-

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことで、

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

具体的には現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	目的使用		その他		2017年度	2018年度		
製造業	145	143	143	177	-	0	145	143	143	177	-	20
農業、林業	0	1	1	0	-	-	0	1	1	0	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	67	69	69	123	2	20	64	48	69	123	6	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	290	305	305	303	-	-	290	305	305	303	-	-
卸売業、小売業	325	527	527	510	53	43	271	483	527	510	4	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	705	829	829	724	16	122	688	706	829	724	-	8
物品賃貸業	2	1	1	-	-	-	2	1	1	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	1	1	1	1	-	-	1	1	1	1	-	-
宿泊業	1,156	1,236	1,236	1,111	-	-	1,156	1,236	1,236	1,111	-	-
飲食業	196	258	258	236	1	29	194	228	258	236	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	416	423	423	545	3	-	412	423	423	545	-	-
教育、学習支援業	14	9	9	15	1	-	12	9	9	15	-	-
医療、福祉	254	68	68	81	178	-	75	68	68	81	-	-
その他のサービス	74	82	82	73	-	9	74	73	82	73	-	1
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	202	197	197	178	0	-	202	197	197	178	3	-
合計	3,855	4,154	4,154	4,084	259	226	3,595	3,928	4,154	4,084	14	30

(注) 1. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ハ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2017年度	889	856	-	889	856
	2018年度	856	767	-	856	767
個別貸倒引当金	2017年度	3,855	4,154	259	3,595	4,154
	2018年度	4,154	4,084	226	3,928	4,084
合計	2017年度	4,744	5,011	259	4,484	5,011
	2018年度	5,011	4,851	226	4,784	4,851

ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2017年度		2018年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	1,533	79,455	1,530	79,956
10%	-	28,272	-	27,720
20%	102,512	2,618	107,060	2,780
35%	-	9,729	-	8,971
50%	37,014	1,498	37,526	1,488
75%	-	69,015	-	70,759
100%	2,623	84,687	3,419	86,018
150%	-	103	-	64
250%	-	2,746	-	1,124
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	21
合計	143,683	278,127	149,536	278,905

- (注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

●信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,929	1,647	18,529	20,412	-	-

(注)当金庫グループは、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式		
グロス再構築コストの額の合計額	-	-		
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を実算する前の与信相当額を差し引いた額	-	-		
	担保による信用リスク削減手法の効果を実算する前の与信相当額	担保による信用リスク削減手法の効果を実算した後の与信相当額		
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
①派生商品取引合計	189	245	189	245
(i)外国為替関連取引	144	145	144	145
(ii)金利関連取引	-	6	-	6
(iii)金関連取引	-	-	-	-
(iv)株式関連取引	45	94	45	94
(v)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-
(vi)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
(vii)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-
②長期決済期間取引	-	-	-	-
合計	189	245	189	245

- (注) 1.有価証券投資の一環として買付けた投資信託の裏付け資産として発生したもので、グロス再構築コストの額は算出できません。
2.担保による信用コスト削減手法は用いておりませんので、担保の種類別の額は記載しておりません。

●出資等エクスポージャーに関する事項

イ.連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

	2017年度		2018年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	4,878	4,878	5,093	5,093
非上場株式等	1,846	1,846	1,846	1,846
合計	6,724	6,724	6,939	6,939

- (注) 1.連結貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.「上場株式等」には、上場優先出資証券および投資信託の裏付け資産のうち、「出資等エクスポージャー」に該当するものを含んでおります。
3.「非上場株式等」には、投資事業有責任組合への出資金、その他資産の出資金等を含んでおります。

ロ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
売却益	32	5
売却損	12	1
償却	0	-

(注)投資信託の裏付け資産のうち、「出資等エクスポージャー」に該当する売却及び償却に伴う損益の額を把握することが困難なため、当該損益の額は含んでおりません。

ハ.連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
評価損益	57	45

(注)投資信託の裏付け資産のうち、「出資等エクスポージャー」に該当する評価損益を把握することが困難なため、当該評価損益は含んでおりません。

ニ.連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
評価損益	-	-

●金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

		IRRBB: 金利リスク			
項番		イ		ロ	
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,085			
2	下方パラレルシフト	-			
3	スティーピング	3,490			
4	フラット化	-			
5	短期金利上昇	656			
6	短期金利低下	-			
7	最大値	3,490			
		ホ		ヘ	
		当期末	前期末	当期末	前期末
8	自己資本の額		27,372		

- (注) 1.金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2.「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号による改正を受け、2019年3月末から、金利リスクの定義と計測方法等が変更となったため、開示初年度につき、当期末のみを開示しております。
なお、昨年開示した内部管理上使用した旧基準(金利ショック幅:100BP)損益・経済価値の増減額は6,958百万円であり、当期末のΔEVEとは、定義等が異なるため、前年度との差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

イ.連結グループがオリジネーターの場合

該当ありません。

ロ.連結グループが投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	2017年度		2018年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	0	-	0	-
(i)カードローン	-	-	-	-
(ii)住宅ローン	-	-	-	-
(iii)自動車ローン	-	-	-	-

b.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本額			
	2017年度		2018年度		2017年度		2018年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%~15%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
15%~50%未満	0	-	0	-	0	-	0	-
50%~100%未満	0	-	0	-	0	-	0	-
100%~250%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
250%~400%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
400%~1,250%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-	-	-	-	-
(i)カードローン	-	-	-	-	-	-	-	-
(ii)住宅ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
(iii)自動車ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	0	-	0	-	0	-	0	-

b.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

平成30年度 開示項目一覧 I

●信用金庫法施行規則第132条・133条、金融再生法第7条、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針に基づく記載事項一覧

■単体ベースの開示項目

(信用金庫法施行規則第132条における規定)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	26
(2) 理事・監事の氏名及び役職名	26
(3) 会計監査人の氏名又は名称	26
(4) 事務所の名称及び所在地	20~21
2. 金庫の主要な事業の内容	28
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	4~5・29
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	34
① 経常収益 ② 経常利益または経常損失 ③ 当期純利益または当期純損失 ④ 出資総額及び出資総口数 ⑤ 純資産額 ⑥ 総資産額 ⑦ 預金積金残高 ⑧ 貸出金残高 ⑨ 有価証券残高 ⑩ 単体自己資本比率 ⑪ 出資に対する配当金 ⑫ 職員数 ⑬ 役員数 ⑭ 会員数	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
① 主要な業務の状況を示す指標	
イ. 業務粗利益及び業務粗利益率	34
ロ. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	34
ハ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	34
ニ. 受取利息及び支払利息の増減	34
ホ. 総資産経常利益率	34
ヘ. 総資産当期純利益率	34
② 預金に関する指標	
イ. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高	35
ロ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	35
③ 貸出金等に関する指標	
イ. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	35
ロ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	35
ハ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	35
ニ. 使途別の貸出金残高	35
ホ. 住宅ローン及び消費者ローンの残高	35
ヘ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	35
ト. 預貸率の期末値及び期中平均値	35
④ 有価証券に関する指標	
イ. 商品有価証券の種類別の平均残高	36
ロ. 有価証券の残存期間別の残高	36
ハ. 有価証券の種類別の平均残高	36
ニ. 預証率の期末値及び期中平均値	36
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	13・42~44
(2) 法令遵守の体制	14~16
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況	8~12
(4) 金融ADR制度への対応	15
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	30~33
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	6
① 破綻先債権に該当する貸出金 ② 延滞債権に該当する貸出金 ③ 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金 ④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	

(3) 自己資本(基本的項目に係る細目を含む)の充実の状況	5・45~46
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	36
① 有価証券 ② 金銭の信託 ③ デリバティブ取引	
(5) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	34
(6) 貸出金償却の額	34
(7) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	31
6. 報酬等に関する事項であって金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	33

■金融再生法第7条に基づく開示事項

1. 金融再生法第7条に基づく資産査定の結果について	6
----------------------------	---

■中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針に基づく開示事項

1. 金融仲介機能の発揮について	7
2. 地域密着型金融の取組状況	8~11
3. 地域貢献に関する情報開示	2
4. 総代会の機能強化に関する事項	24~25

■連結ベースの開示項目

(信用金庫法施行規則第133条における規定)

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項	
(1) 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	37
(2) 金庫の子会社等に関する事項	37
① 名称 ② 主たる営業所又は事務所の所在地 ③ 事業の内容 ④ 設立年月日 ⑤ 資本金 ⑥ 金庫が保有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 ⑦ 金庫の1.の子会社等以外の子会社等が保有する当該1.の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	37
(2) 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標	37
① 連結経常収益 ② 連結経常利益又は経常損失 ③ 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 ④ 連結純資産額 ⑤ 連結総資産額 ⑥ 連結自己資本比率	
3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項	
(1) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	38~39
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	39
① 破綻先債権に該当する貸出金 ② 延滞債権に該当する貸出金 ③ 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金 ④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
(3) 自己資本(基本的項目に係る細目を含む)の充実の状況	50~51
(4) 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	38~39
4. 報酬等に関する事項であって金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	41

平成30年度 開示項目一覧 II

●信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づく(連結は規則第133条第1項第3号ハ)、「自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」の記載事項一覧

■定性的な開示事項(単体・連結ベース)

1.自己資本調達手段の概要	42
2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要	42
3.信用リスクに関する事項	42
4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	42
5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	43
6.証券化エクスポージャーに関する事項	43
7.オペレーショナル・リスクに関する事項	43
8.出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	43
9.金利リスクに関する事項	44
10.連結の範囲に関する事項	44

■自己資本の構成に関する開示事項(単体ベース) 45

■定量的な開示事項(単体ベース)

1.自己資本の充実度に関する事項	46
2.信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	47~48
3.信用リスク削減手法に関する事項	48
4.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	48
5.証券化エクスポージャーに関する事項	49
6.出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	48
7.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	48
8.金利リスクに関する事項	48

■自己資本の構成に関する開示事項(連結ベース) 50

■定量的な開示事項(連結ベース)

1.自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等であって、信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	51
2.自己資本の充実度に関する事項	51
3.信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	52~53
4.信用リスク削減手法に関する事項	53
5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	53
6.証券化エクスポージャーに関する事項	54
7.出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	53
8.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	53
9.金利リスクに関する事項	53

みらいしんきんの歴史

大正11年4月12日、私たちは、大分県で最初の「信用金庫」として産声をあげました。
以来97年、みらいしんきんの歴史は、常に地域と共に歩んでまいりました。
地域に対する想いは、未来永劫、変わることはありません。
これからも、いつまでも…。

みらいしんきんのあゆみ

- 大正11年(1922) 4月 有限責任別府信用組合設立
- 大正15年(1926) 9月 南支店(旧本店)開設
- 昭和26年(1951) 10月 有限責任別府信用組合から別府信用金庫へ改組
- 39年(1964) 2月 別府信用金庫新本店開設(旧本店は「南支店」に)
- 51年(1976) 11月 別信同友会発足
- 57年(1982) 12月 別府信用金庫、預金量1,000億円達成
- 平成 4年(1992) 6月 別府、府内両金庫合併、新生「別府信用金庫」誕生
- 6年(1994) 3月 第百みらい信金ビル竣工・みらいしんきん研修所「遊心齋」竣工
- 5月 金庫名を「別府信用金庫」から「大分みらい信用金庫」に改名
- 8年(1996) 10月 「第33回ヤングコアフェスタ in Beppu KYUSYU」開催
- 9年(1997) 8月 「府内戦紙」初出場
- 10年(1998) 6月 第1回信用金庫社会貢献賞「Face to Face賞」受賞
- 14年(2002) 3月 中津信用金庫・佐賀関信用金庫の事業を譲り受け
- 16年(2004) 3月 大分県警より「こども連絡所・連絡車」指定
- 19年(2007) 6月 第10回信用金庫社会貢献賞「特別賞」受賞
- 11月 創立80周年記念事業で「油屋熊ハブロンズ像」を寄贈(JR別府駅前広場に設置)
- 20年(2008) 7月 事務センターを新築移転
- 22年(2010) 6月 新イメージキャラクター「みらっこ」誕生
- 12月 大地みらい信用金庫(本店:北海道根室市)との交流開始
- 24年(2012) 4月 創立90周年
- 8月 「府内戦紙」一等賞受賞
- 25年(2013) 3月 認知症サポーター全店配置
- 10月 福岡ひびき信用金庫(本店:福岡県北九州市)、西中国信用金庫(本店:山口県下関市)の3信用金庫間で
大規模災害発生時の相互応援に関する覚書を締結
- 11月 日本政策金融公庫と創業支援に関する業務提携を締結
- 26年(2014) 3月 大分県中小企業診断士協会と「経営改善センター事業」に関する業務提携を締結
- 5月 大分県信用金庫協会、大分県内3信用金庫、商工組合中央金庫大分支店との間で
業務協力に関する覚書を締結
- 27年(2015) 11月 大分県中小企業家同友会と業務提携に関する覚書を締結
- 11月 別府市、宇佐市と地方創生に関する包括連携協定を締結
- 12月 大分市と地方創生に関する包括連携協定を締結
- 28年(2016) 1月 中津市と地方創生に関する包括連携協定を締結
- 2月 豊後高田市、由布市、日出町と地方創生に関する包括連携協定を締結
- 3月 学校法人別府大学と連携に関する協定を締結
- 3月 別府竹製品協同組合と業務提携に関する覚書を締結
- 29年(2017) 7月 大分労働局と包括連携に関する協定を締結
- 9月 国立大学法人大分大学と連携して「地域イノベーション研究会」を発足
- 11月 日出支店を新築移転
- 30年(2018) 2月 中央市場出張所をリニューアルオープン
- 4月 大分県事業引継ぎ支援センターと業務連携・協力に関する覚書を締結
- 12月 大分県と大分県内におけるキャッシュレス決済の推進に関する協定を締結



MIRAI
みらい信用金庫

〒874-8639 大分県別府市駅前本町1番31号
TEL 0977-22-1181(代表)

インターネットホームページ URL

<http://www.oitamirai.co.jp/>

E-mailアドレス

mirai@oitamirai.co.jp

みらいしんきん

検索

